

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

資料 2-2

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人福祉医療機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第4期）	
	中期目標期間	平成30年度～令和4年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	社会・援護局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 宇野 禎晃 福祉基盤課長
	社会・援護局障害保健福祉部		社会・援護局障害保健福祉部企画課 野村 知司 企画課長
	医政局		医政局医療経営支援課 岩下 正幸 医療経営支援課長
	年金局		年金局資金運用課 石川 賢司 資金運用課長
	労働基準局		労働基準局労災保険業務課 石丸 哲治 労災保険業務課長
	子ども家庭局		子ども家庭局母子保健課 小林 秀幸 母子保健課長
	健康局		健康局難病対策課 竹林 経治 難病対策課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 溝口 進 政策評価官
3. 評価の実施に関する事項			
4. その他評価に関する重要事項			

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		B				
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年 度	2年 度	3年 度	4年 度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
福祉医療貸付事業	A○重	A○重				1-1	
福祉医療経営指導事業	A○重	A○重				1-2	
社会福祉振興助成事業	B	B				1-3	
退職手当共済事業	<u>B○重</u>	<u>A○重</u>				1-4	
心身障害者扶養保険事業	B	B				1-5	
福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)	A○重	A○重				1-6	
年金担保貸付事業及び労災年金担 保貸付事業	B	B				1-7	
承継年金住宅融資等債権管理回収 業務	B	B				1-8	
一時金支払等業務及び補償金支払 等業務	-	-				1-9	指標設 定困難

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
 ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
 ※4 「項目別調書 No.」欄には、元年度の項目別評価調書の項目別調書 No.を記載。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年 度	2年 度	3年 度	4年 度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務・システムの効率化と情報 化の推進	B	B				2-1	指標設 定困難
経費の節減	C重	C重				2-2	
III. 財務内容の改善に関する事項							
運営費交付金以外の収入の確保							
自己資金調達による貸付原資の 確保	B	B				3-1	指標設 定困難
不要財産の国庫納付							
IV. その他の事項							
効率的かつ効果的な業務運営体 制の整備	B	B				4-1	指標設 定困難
内部統制の充実	B	B				4-2	指標設 定困難
人事に関する事項	B	B				4-3	指標設 定困難

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	福祉医療貸付事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、2号、第3号、第5号及び第6号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 721・729

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
制度の周知・広報回数（計画値）	100回以上	—	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上		予算額（千円）	41,126,966	38,503,401		
制度の周知・広報回数（実績値）	—	126回	126回	136回					決算額（千円）	37,772,043	34,222,305		
達成度	—	—	126.0%	136.0%					経常費用（千円）	43,815,149	33,645,816		
協調融資金融機関数（計画値）	最終年度に65機関以上増加	—	13機関以上	13機関以上	13機関以上	13機関以上	13機関以上		経常利益（千円）	△ 2,875,705	4,442,862		
協調融資金融機関数（実績値）	—	362機関	13機関 (372機関)	13機関 (380機関)					行政コスト（千円）	—	34,779,623		
達成度	—	—	100.0%	100.0%					行政サービス実施コスト（千円）	3,726,006	—		
実地調査等の実施先数（計画値）	55貸付先以上	—	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上		従事人員数	152.52	146.38		
実地調査等の実施先数（実績値）	—	88貸付先	74貸付先	70貸付先									
達成度	—	—	134.5%	127.3%									

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価	評価	理由											
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとまりとする。</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げら</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させる。</p> <p>③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施する。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報については、令和元年度において136回実施した。</p> <p>② 協調融資制度の覚書締結金融機関数については、令和元年度においては13機関増加させ、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう体制整備を推進した。</p> <p>③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を70貸付先に実施した。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">令和元年度</th> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>131,318,000千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>130,913,200千円</td> </tr> </table> <p>○福祉貸付</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">平成元年度</th> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>122,705,500千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>98,132,000千円</td> </tr> </table> <p>○医療貸付</p>	令和元年度		貸付契約額	131,318,000千円	資金交付額	130,913,200千円	平成元年度		貸付契約額	122,705,500千円	資金交付額	98,132,000千円	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>○ 福祉貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として、特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資(111件)、子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資(367件)等を実施した結果、令和元年度における審査実績は805件157,829百万円、貸付契約額は131,318百万円、資金交付額は130,913百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献することができた。</p> <p>また、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、津波対策としての高台移転整備等に係る融資条件の優遇措置等を再編することで防災・減災等に係る融資制度を統一化するとともに、昨今、激甚災害の指定を受ける大規模な災害が相次いで発生していることから、激甚災害復旧資金を創設した。(福祉医療貸付共通)</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染症の影響を受けた福祉・医療関係施設に対して融資条件の優遇や返済猶予等の措置を講じた。</p> <p>その他、社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化など経営高度化に向けた取組みを推進するため、社会福祉法</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>
令和元年度																		
貸付契約額	131,318,000千円																	
資金交付額	130,913,200千円																	
平成元年度																		
貸付契約額	122,705,500千円																	
資金交付額	98,132,000千円																	

<p>れている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 国の福祉医療</p>	<p>こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 政策優先度に</p>	<p>を行うこととし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 政策優先度に</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 毎年度、国と協</p>	<p>○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施</p>	<p>人の経営高度化に係る融資条件について貸付利率の優遇を実施した。</p> <p>○ 医療貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の医療施策に即して病院の耐震化整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資(27件)、地域医療構想に基づく建築、改築等の整備事業への支援として、病院に対する貸付利率の引下げによる優遇融資(10件)、医療機能分化の観点から、特定病院(規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院)に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資(31件)及び中小規模病院に対する融資率の引上げを適用する優遇融資(27件)等を実施した結果、令和元年度における審査実績は106件124,715百万円、貸付契約額は122,706百万円、資金交付額は98,132百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進することができた。</p> <p>さらに、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、働き方改革に資するICT・介護ロボット等の導入に係る融資制度及び療養病床の転換に係る融資制度の対象に介護医療院を追加するとともに、地域における医療の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業として病床を削減する病院・診療所の建築資金に係る貸付利率を最大基準金利▲0.5%とする融資制度を創設した。また、医療従事者の働き方改革を支援する観点から、働き方改革支援資金を創設した。</p> <p>○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」等を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、</p>	
--	--	--	---------------------------------------	------------------------------------	---	--

<p>政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p> <p>また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の</p>	<p>即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉医療貸付事業を実施する。</p> <p>また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊</p>	<p>即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。</p> <p>また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、</p>	<p>議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ</p>	<p>設整備や子育て安心プランの実現に向けた保育所整備等、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整するなど、国及び地方公共団体と緊密に連携し、令和元年度融資方針を策定した。</p> <p>なお、令和元年度融資方針については、利用者や関係機関等への一層の周知を図るため、機構ホームページに公表するとともに、都道府県・指定都市・中核市、受託金融機関及び協調融資制度の覚書締結金融機関あて通知した。</p> <p>○ 令和元年度融資方針に基づき、政策優先度に即した融資を実施した。令和元年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。</p> <p>《福祉貸付》 (金額の単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1249 716 1961 1136"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">前年度比 (金額)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>220</td> <td>101,845</td> <td>172</td> <td>78,595</td> <td>129.6%</td> </tr> <tr> <td> うち特養</td> <td>166</td> <td>95,519</td> <td>134</td> <td>73,940</td> <td>129.2%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>408</td> <td>39,220</td> <td>448</td> <td>46,671</td> <td>84.0%</td> </tr> <tr> <td> うち保育所</td> <td>263</td> <td>23,399</td> <td>403</td> <td>41,081</td> <td>57.0%</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>172</td> <td>15,554</td> <td>162</td> <td>13,784</td> <td>112.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5</td> <td>1,210</td> <td>3</td> <td>915</td> <td>132.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>805</td> <td>157,829</td> <td>785</td> <td>139,965</td> <td>112.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《医療貸付》 (金額の単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1249 1209 1961 1535"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">前年度比 (金額)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>52</td> <td>113,019</td> <td>40</td> <td>107,532</td> <td>105.1%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>10</td> <td>6,519</td> <td>7</td> <td>4,299</td> <td>151.6%</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>4</td> <td>1,810</td> <td>1</td> <td>550</td> <td>329.1%</td> </tr> <tr> <td>診療所等</td> <td>40</td> <td>3,368</td> <td>31</td> <td>4,052</td> <td>83.1%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>106</td> <td>124,715</td> <td>79</td> <td>116,433</td> <td>107.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。</p> <p>a 防災や減災に係る融資制度の再編を行い、融資条件を統一化した。(実績：33件 58,830百万円)</p> <p>b 介護ロボット等の導入に係る融資制度について、対象に介護医療院を追加した。</p> <p>c 激甚災害の指定を受けた大規模な災害の復旧を速やかに</p>	施設の種類	令和元年度		平成30年度		前年度比 (金額)	件数	金額	件数	金額	老人福祉関係施設	220	101,845	172	78,595	129.6%	うち特養	166	95,519	134	73,940	129.2%	児童福祉関係施設	408	39,220	448	46,671	84.0%	うち保育所	263	23,399	403	41,081	57.0%	障害者福祉関係施設	172	15,554	162	13,784	112.8%	その他	5	1,210	3	915	132.2%	計	805	157,829	785	139,965	112.8%	施設の種類	令和元年度		平成30年度		前年度比 (金額)	件数	金額	件数	金額	病院	52	113,019	40	107,532	105.1%	介護老人保健施設	10	6,519	7	4,299	151.6%	介護医療院	4	1,810	1	550	329.1%	診療所等	40	3,368	31	4,052	83.1%	計	106	124,715	79	116,433	107.1%	<p>融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するとともに、令和元年度に発生した令和元年台風第15号、第19号及び新型コロナウイルス感染症に伴い、速やかに災害復旧資金等の周知・広報活動を実施した。</p> <p>また、貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に融資制度のPR(136回)を行うなど、制度周知を積極的に実施した。</p> <p>○ 国の福祉医療政策に即した施設整備に係る資金需要を踏まえ、社会福祉施設及び医療関連施設等の整備計画の早期段階から事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう、機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行った。(相談実績：福祉貸付1,292件、医療貸付106件)</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、民間金融機関が開催する研修会(19機関参加)や機構が開催する受託金融機関業務研修会議(3回)において、経営サポートセンターと連携して、機構が保有する社会福祉施設及び医療関連施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。</p> <p>○ 全国地方銀行協会との意見交換については、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について事務担当者レベルでの意見交換(3回)を行った。</p> <p>○ 併せ貸し(協調融資制度)の一層の普及を図るため、原則として全ての借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内したうえ、民間金融機</p>
施設の種類	令和元年度		平成30年度			前年度比 (金額)																																																																																											
	件数	金額	件数	金額																																																																																													
老人福祉関係施設	220	101,845	172	78,595	129.6%																																																																																												
うち特養	166	95,519	134	73,940	129.2%																																																																																												
児童福祉関係施設	408	39,220	448	46,671	84.0%																																																																																												
うち保育所	263	23,399	403	41,081	57.0%																																																																																												
障害者福祉関係施設	172	15,554	162	13,784	112.8%																																																																																												
その他	5	1,210	3	915	132.2%																																																																																												
計	805	157,829	785	139,965	112.8%																																																																																												
施設の種類	令和元年度		平成30年度		前年度比 (金額)																																																																																												
	件数	金額	件数	金額																																																																																													
病院	52	113,019	40	107,532	105.1%																																																																																												
介護老人保健施設	10	6,519	7	4,299	151.6%																																																																																												
介護医療院	4	1,810	1	550	329.1%																																																																																												
診療所等	40	3,368	31	4,052	83.1%																																																																																												
計	106	124,715	79	116,433	107.1%																																																																																												

<p>緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p> <p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団</p>	<p>急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○政策融資による施設整備実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込受理実績 ・審査実績 ・貸付契約実績 ・資金交付実績 ・政策に即した優遇融資実績 ・政策への貢献度(整備定員数) <p>○災害対応実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会開催実績 ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・借入申込受理実績 ・審査実績 ・貸付契約実績 ・資金交付実績 <p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方</p>	<p>耐震化整備、保育所等の整備に係る資金需要や、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> <p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方</p>	<p>機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。</p> <p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公</p>	<p>支援するため、激甚災害復旧資金を創設した。(実績：13件 769 百万円(うち福祉貸付 3 件 80 百万円、医療貸付 10 件 689 百万円))</p> <p>d 社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置を拡充した。</p> <p>e 地域医療構想を推進するため病院及び診療所において減床を伴う整備に対し優遇措置を拡充した。</p> <p>f 療養病床の転換に係る融資制度の対象に介護医療院を追加した。</p> <p>g 医療機関における働き方改革を支援する観点から、働き方改革支援資金を創設した。</p> <p>○ 令和元年度における政策への貢献度(主な施設の定員(病床)増加数)は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1255 674 1982 863"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>令和元年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>5,743 人</td> <td>9,243 人</td> <td>62.1%</td> </tr> <tr> <td>保 育 所</td> <td>12,310 人</td> <td>16,304 人</td> <td>75.5%</td> </tr> <tr> <td>病 院</td> <td>575 床</td> <td>728 床</td> <td>79.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 福祉医療貸付制度の周知・広報を図るために、以下の取組を行った。</p> <p>a 貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に出向き、融資制度のPRを行った。(実績：136 回)</p>	施設の種類	令和元年度	平成 30 年度	前年度比	特別養護老人ホーム	5,743 人	9,243 人	62.1%	保 育 所	12,310 人	16,304 人	75.5%	病 院	575 床	728 床	79.0%	<p>関(メインバンク)の支援体制等の確認を徹底したほか、行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動を行った。また、協調融資制度に加入していない民間金融機関に対して訪問活動を実施するなど、併せ貸しの利用の向上に資するための取組みを実施した結果、中期計画(目標 65 機関増加)に対して 13 機関拡大し、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができ体制整備を推進した。</p> <p>○ 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、介護報酬及び診療報酬の改定を受け依然として厳しい状況が続いている中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援することができた。</p> <p>○ 正常先・要注意先の管理の高度化等を図る取組みとして、業況注視先の管理については、「業況注視先の業務手順マニュアル」に基づき、業況注視先から定期的に報告を受けるとともに、実地調査等にて経営的な助言を行い、信用リスク分科会に状況を報告した。</p> <p>○ 債権悪化の未然防止として、貸付先の平成 30 年度決算に基づきイエローゾーン先の抽出を行ったうえで、経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る事例報告を信用リスク分科会において報告のうえ、関係部署にフィードバックした。</p> <p>また、イエローゾーン先として継続的にフォローしている先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、面談等を実施するとともに、必要</p>
施設の種類	令和元年度	平成 30 年度	前年度比																		
特別養護老人ホーム	5,743 人	9,243 人	62.1%																		
保 育 所	12,310 人	16,304 人	75.5%																		
病 院	575 床	728 床	79.0%																		

<p>体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図ること。</p> <p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及に努めること。</p> <p>また、協調融資金融機関数</p>	<p>公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図る。 (関連指標) ○貸付制度周知広報活動実績 ・個別融資相談件数 ・訪問相談実績</p> <p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータを民間金融機関に対し積極的に提供する。</p> <p>また、協調融資金融機関数</p>	<p>公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報等を実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、地方公共団体等との連携強化を図る。</p> <p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータを民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施する。</p> <p>また、協調融資の一層の普</p>	<p>共団体等との連携強化を図っているか。</p> <p>○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータを民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</p> <p>○ 協調融資金融機関数について拡大</p>	<p>b 関係団体主催のセミナーなどにおいて、機構職員による福祉医療施設の経営に係る講義を行ったうえで、融資制度の説明を実施した。(実績：講義5回、講義後相談10病院)</p> <p>c 病院の耐震化を進めるため、現時点で未耐震となっている機構融資対象の52病院にDM・電話にて耐震化に係る融資制度の周知を行うとともに、9病院を訪問し具体的な相談を実施した。</p> <p>d 地域医療構想達成の推進を図るため、将来的に整備を検討している122病院にDM・電話にて融資制度の周知を行うとともに、17病院を訪問し具体的な相談を実施した。</p> <p>e 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取り組みを行った。</p> <p>a 民間金融機関が開催する研修会において、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供した。(実績：19機関)</p> <p>b 全国地方銀行協会と意見交換を実施し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取り組み等について意見交換を行った。(実績：3回)</p> <p>c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、経営サポートセンターと連携し、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。(実績：3回)</p> <p>d 受託金融機関に対して、デフォルト先及び今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(以下「イエローゾーン先」という。)の特徴等を踏まえた与信判断のポイントについて講義を行った。(実績：3回)</p> <p>○ 協調融資機関数については、上記②のとおり、中期計画(目標65機関)に対して13機関拡大した。</p>	<p>に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図ったほか、改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、チェックポイントの追加等の見直しを行ったうえで提供するなど、経営改善に向けた取り組みを実施した。</p> <p>○ 以上のとおり、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備、病院の耐震化整備事業など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応して円滑な基盤整備を支援するとともに、民業補完の観点から協調融資制度の普及に努めた。</p> <p>また、債権管理においても、施設の維持・存続が機構の役割であることを踏まえ、貸出条件緩和等による積極的な支援とともに、債権区分別に適切な期中管理を実施した。</p> <p>その結果、年度計画に定める3つの指標について、目標値をいずれも上回る結果となるとともに、うち2指標については、120%を超える達成度となり、計画を上回る実績(達成度平均121.1%)を上げることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
---	--	---	--	---	--

<p>について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行うこと。</p>	<p>について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行う。 (関連指標) ○ 協調融資取組実績 ・ 協調融資実績 ・ 社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績 ・ 全国地方銀行協会等との意見交換会開催実績 ・ 受託金融機関業務研修会開催実績</p>	<p>及を図るため、協調融資金融機関数を拡大するとともに、民間金融機関関係団体との協調融資制度等についての意見交換及び民間金融機関や行政担当者が参加するセミナー等における周知・広報活動を行う。</p>	<p>するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行っているか。</p>	<p>なお、機関数を拡大すべく、協調融資制度に加入していない民間金融機関に対して、訪問活動を行い、機構業務及び協調融資制度の説明を行った。</p> <p>○ 児童福祉事業及び障害福祉事業については、事業規模が比較的小さいこと、また、補助金や交付金などの補助割合が高いことなどから、協調融資制度の利用が低調となっている。それらの事業特性も踏まえたうえで、更なる協調融資制度の利用促進を図るため、次の取組みを行った。</p> <p>a 融資相談時に全ての事業者に対して協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関（メインバンク）の支援体制の状況確認を徹底した。</p> <p>b 地方公共団体や福祉医療関係団体を訪問した際には、機構の融資制度と併せて協調融資制度について説明するとともに、一層の普及に向けて意見交換を行った。（実績：136回（再掲））</p> <p>c 機構が開催する金融機関業務研修会議において、機構の融資制度及び協調融資制度の説明を行うなど、一層の普及を図るための周知・広報活動等を行った。（実績：3回（再掲））</p> <p>d 全国地方銀行協会との意見交換において、協調融資制度の一層の普及に向けた要望・課題について、率直な意見交換を通じて認識の共有を図った。</p> <p>○ 令和元年度における協調融資の実績は、次のとおりである。</p> <p>【福祉貸付】 (件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1252 1213 1961 1493"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査件数</th> <th>協調融資件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>208</td> <td>103</td> <td>49.5</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>398</td> <td>106</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>障害福祉関係施設</td> <td>170</td> <td>39</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>60.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>781</td> <td>251</td> <td>32.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】 (件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1252 1535 1961 1814"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査件数</th> <th>協調融資件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>51</td> <td>38</td> <td>74.5</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td>診療所等</td> <td>33</td> <td>19</td> <td>57.6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>98</td> <td>65</td> <td>66.3</td> </tr> </tbody> </table>		審査件数	協調融資件数	割合	老人福祉関係施設	208	103	49.5	児童福祉関係施設	398	106	26.6	障害福祉関係施設	170	39	22.9	その他	5	3	60.0	計	781	251	32.1		審査件数	協調融資件数	割合	病院	51	38	74.5	介護老人保健施設	10	5	50.0	介護医療院	4	3	75.0	診療所等	33	19	57.6	計	98	65	66.3		
	審査件数	協調融資件数	割合																																																			
老人福祉関係施設	208	103	49.5																																																			
児童福祉関係施設	398	106	26.6																																																			
障害福祉関係施設	170	39	22.9																																																			
その他	5	3	60.0																																																			
計	781	251	32.1																																																			
	審査件数	協調融資件数	割合																																																			
病院	51	38	74.5																																																			
介護老人保健施設	10	5	50.0																																																			
介護医療院	4	3	75.0																																																			
診療所等	33	19	57.6																																																			
計	98	65	66.3																																																			

<p>(4) 福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先</p>	<p>(4) 利用者サービスの向上を図るため、施設整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施する。 (関連指標) ○利用者サービス向上の取組実績 ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・顧客満足度、有用度 ・審査処理期間 ・資金交付処理期間</p> <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先</p>	<p>(4) 利用者サービスの向上を図るため、利用者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知を行うとともに、融資相談会を開催する。特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と福祉医療サービスの質の向上に資する観点から、計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。 また、適正な審査手続を確保しつつ、契約や資金交付等の業務を迅速に実施する。</p> <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、一定額以上の残</p>	<p>○ 施設整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施しているか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フ</p>	<p>○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。</p> <p>a 機構や福祉医療関係団体が開催するセミナー等において相談ブースを設置し、個別融資相談（22回、融資相談件数37件）を実施した。</p> <p>b 全国7ブロックにおいて、個別融資相談会（13回、融資相談件数219件）を開催し、事業計画の早期段階から融資相談に応じることで、事業規模や償還計画に無理のない計画となるよう、助言を行った。</p> <p>c 訪問相談（71回）の実施により、利用者のニーズや既存施設の老朽化等の状況を現地に赴くことで一早く把握し、適切な助言を行った。</p> <p>○ 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込受理から貸付内定通知までの平均処理期間は、福祉貸付26.3日、医療貸付19.1日となり、適正な手続を確保しつつ、迅速に実施した。</p> <p>○ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間は、福祉貸付7.4営業日、医療貸付8.1営業日となり、適正な手続を確保しつつ、迅速に実施した。</p> <p>○ 顧客満足度については、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象としたアンケート調査を実施した結果、福祉貸付97.4%、医療貸付98.1%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。</p> <p>○ 正常先・要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、業況注視先の管理については、「業況注視先の業務手順マニュアル」に基づき、業況注視先から定期的に報告を受けてフォローを行うとともに、必要に応じて実地調査（14貸付先）の実施等により経営的な助言を行った。また、信用リスク分科会において、業況注視先に係る状況を報告し</p>		
---	---	---	--	---	--	--

<p>の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行うこと。</p> <p>(6) 債権悪化の未然防止を図る</p>	<p>の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行う。 (関連指標)</p> <p>○ 期中管理の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業況注視先の実地調査等の実施先数 ・ 災害返済猶予実績 <p>(6) 債権悪化の未然防止を図るた</p>	<p>高を有する貸付先や融資時等に業況注視と指定された貸付先に対して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行う。</p> <p>また、災害で被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施するなど、迅速かつきめ細かな対応を行う。</p> <p>(6) 債権悪化の未然防止を図るた</p>	<p>フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行っているか。</p> <p>○ リスク管理債権の発生要因等の分</p>	<p>た(実績:4回)。</p> <p>○ 災害等で被災した貸付先に対し、次のとおり、元利金返済猶予の措置を講じるなど、迅速かつきめ細やかな対応を実施した。</p> <p>a 平成28年熊本地震に係る返済猶予先については、返済再開が困難な5貸付先に対し、実地調査によるフォローアップ調査を実施した。そのうえで、1貸付先については返済猶予措置を延長し、4貸付先に対しては、償還期間延伸の貸出条件緩和を実施した。</p> <p>b 平成30年7月豪雨に係る返済猶予先については、返済再開が困難な1貸付先に対し、実地調査によるフォローアップ調査を実施したうえで、返済猶予延長の措置を実施した。</p> <p>c 平成30年北海道胆振東部地震に係る返済猶予先については、返済再開が困難な1貸付先に対し、実地調査によるフォローアップ調査を実施したうえで、継続管理とした。また、2貸付先については、償還期間延伸の貸出条件緩和を実施した。</p> <p>d 令和元年台風第15号で被災した1貸付先(1資金)から当面6か月の返済猶予の申出を受け、元利金返済猶予の措置を講じた。</p> <p>e 令和元年台風第19号で被災した6貸付先(6資金)から当面6か月の返済猶予の申出を受け、元利金返済猶予の措置を講じた。また、2貸付先に対し、実地調査によるフォローアップ調査を実施した。</p> <p>f 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2貸付先(3資金)から当面6か月の返済猶予の申し出を受け、元利金返済猶予の措置を講じた。</p> <p>○ 期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下(貸付残高1億円以上)の19貸付先について実地調査を実施し、実態把握と経営改善指導に努めた。</p> <p>○ 経営者による経営状況の的確な把握に資するため、福祉医療経営指導事業と連携し、イエローゾーン先に対する実地調査時に、社会福祉法人の経営状況や報酬改定のアンケート調査結果等に関するリサーチレポートを配布したほか、簡易経営診断ツールを用いて、同種施設の経営指標との比較結果を23貸付先に対して提示し、改善点についてアドバイスを行った。</p> <p>○ 貸出条件緩和債権の管理について、より一層の経営支援機能を発揮する観点から、複数回の条件緩和を実施してい</p>		
--	--	--	---	--	--	--

<p>ため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。</p> <p>また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。</p>	<p>め、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。</p> <p>また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。</p>	<p>め、また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、次の取組を行い、効果的・効率的な債権管理に努める。</p> <p>① 貸付債権のポートフォリオ分析及びモニタリング、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエローゾーン先)については、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援</p>	<p>析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするとともに、イエローゾーン先に対して定期的なモニタリングを実施するなど、効果的・効率的な債権管理に努めているか。</p>	<p>る貸付先のうち、13 貸付先へ実地調査による指導等を実施し、経営支援状況を信用リスク分科会に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付先に係る平成 30 年度決算に基づく事業報告書等を徴求のうえ、イエローゾーン先の抽出基準に基づき経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る事例報告を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。 ○ 貸付先の経営状況の変化を早期に察知し、債権悪化の未然防止に資するため、短期延滞先に係る傾向分析を行い、分析結果を信用リスク分科会に報告し、貸付先の危険情報の共有化を図った。 ○ イエローゾーン先として継続的にフォローを実施している先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、面談等(70 貸付先、延べ 73 回)を実施するとともに、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。 ○ 改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、より効果的な計画を策定できるようにチェックポイントの追加等の見直しを行ったうえで、4 貸付先に提供するなど、経営改善に向けた取組を実施した。 ○ リスク管理債権が増加傾向にある、ユニット型特養について、新たにデフォルト分析等を行い、分析結果を信用リスク分科会に報告した。また、分析結果を踏まえて、次年度に元金償還を開始する 78 貸付先に対して早期モニタリングを実施し、そのうち償還に懸念ありと判断した 4 貸付先について実地調査を行った。 ○ 外部の専門家(コンサルティング会社)を招き、金融機関との連携体制やコンサルティング事例を中心とした勉強会を開催した。貸付関係部等も参加し、知見の共有を図った。 ○ 貸付先へのフォローアップ調査において得たイエローゾーン先の特徴やデフォルト分析の結果等について、民間金融機関に対して、福祉・医療施設経営に関する情報、ノウハウの提供を推進する観点から、「金融機関等業務研修会議」において情報提供を行った。(実績:3回) 		
--	--	---	--	---	--	--

<p>(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対し</p>	<p>(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対し、貸出条件緩</p>	<p>を行う。</p> <p>(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対し、貸出条件緩</p>	<p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずるこ</p>	<p>《参考》令和元年度末のリスク管理債権比率</p> <p>【全体】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度末</th> <th>平成30年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>3.67%</td> <td>3.17%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.06%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>1.74%</td> <td>1.80%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.02%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>1.85%</td> <td>1.29%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>125,250百万円</td> <td>109,150百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>3,412,410百万円</td> <td>3,445,935百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（平成30年度末：0.86%29,802百万円、令和元年度末：0.90%30,741百万円）</p> <p>【福祉貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度末</th> <th>平成30年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>2.64%</td> <td>1.93%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.03%</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>0.86%</td> <td>0.66%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.03%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>1.72%</td> <td>1.23%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>54,954百万円</td> <td>40,654百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>2,082,489百万円</td> <td>2,101,412百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（平成30年度末：0.23%4,764百万円、令和元年度末：0.31%6,616百万円）</p> <p>【医療貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度末</th> <th>平成30年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>5.29%</td> <td>5.09%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.10%</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>3.13%</td> <td>3.58%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.00%</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>2.06%</td> <td>1.38%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>70,296百万円</td> <td>68,496百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>1,329,921百万円</td> <td>1,344,523百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（平成30年度末：1.86%25,038百万円、令和元年度末：1.81%24,125百万円）</p> <p>○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の期限到来後においても、引き続き対応方針を変えずに適正に対</p>	区 分	令和元年度末	平成30年度末	リスク管理債権比率	3.67%	3.17%	破綻先債権	0.06%	0.05%	延滞債権	1.74%	1.80%	3か月以上延滞債権	0.02%	0.02%	貸出条件緩和債権	1.85%	1.29%	リスク管理債権	125,250百万円	109,150百万円	総貸付残高	3,412,410百万円	3,445,935百万円	区 分	令和元年度末	平成30年度末	リスク管理債権比率	2.64%	1.93%	破綻先債権	0.03%	0.03%	延滞債権	0.86%	0.66%	3か月以上延滞債権	0.03%	0.01%	貸出条件緩和債権	1.72%	1.23%	リスク管理債権	54,954百万円	40,654百万円	総貸付残高	2,082,489百万円	2,101,412百万円	区 分	令和元年度末	平成30年度末	リスク管理債権比率	5.29%	5.09%	破綻先債権	0.10%	0.10%	延滞債権	3.13%	3.58%	3か月以上延滞債権	0.00%	0.04%	貸出条件緩和債権	2.06%	1.38%	リスク管理債権	70,296百万円	68,496百万円	総貸付残高	1,329,921百万円	1,344,523百万円	
区 分	令和元年度末	平成30年度末																																																																											
リスク管理債権比率	3.67%	3.17%																																																																											
破綻先債権	0.06%	0.05%																																																																											
延滞債権	1.74%	1.80%																																																																											
3か月以上延滞債権	0.02%	0.02%																																																																											
貸出条件緩和債権	1.85%	1.29%																																																																											
リスク管理債権	125,250百万円	109,150百万円																																																																											
総貸付残高	3,412,410百万円	3,445,935百万円																																																																											
区 分	令和元年度末	平成30年度末																																																																											
リスク管理債権比率	2.64%	1.93%																																																																											
破綻先債権	0.03%	0.03%																																																																											
延滞債権	0.86%	0.66%																																																																											
3か月以上延滞債権	0.03%	0.01%																																																																											
貸出条件緩和債権	1.72%	1.23%																																																																											
リスク管理債権	54,954百万円	40,654百万円																																																																											
総貸付残高	2,082,489百万円	2,101,412百万円																																																																											
区 分	令和元年度末	平成30年度末																																																																											
リスク管理債権比率	5.29%	5.09%																																																																											
破綻先債権	0.10%	0.10%																																																																											
延滞債権	3.13%	3.58%																																																																											
3か月以上延滞債権	0.00%	0.04%																																																																											
貸出条件緩和債権	2.06%	1.38%																																																																											
リスク管理債権	70,296百万円	68,496百万円																																																																											
総貸付残高	1,329,921百万円	1,344,523百万円																																																																											

<p>て、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。</p> <p>また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。</p> <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する</p>	<p>和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。</p> <p>また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○経営の悪化した貸付先等への対応実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出条件緩和実績 ・法的措置等による債権回収実績 <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉</p>	<p>和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。</p> <p>また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉</p>	<p>とにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めているか。</p> <p>○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。</p> <p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>応じた。(実績：188 貸付先 275 資金)</p> <p>○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延べ 202 回実施するとともに、必要に応じて施設経営に関する支援を講じるなど、リスク管理債権化の未然防止を図った。</p> <p>○ き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。</p> <p>○ 案件の内容に応じて必要な法的措置等を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。</p> <p>a 破綻案件 (2 貸付先) について、保証債務履行等により早期回収。(実績：193 百万円)</p> <p>b 実質破綻案件 (4 貸付先) について、保証債務履行及び競売の配当等により回収。(実績：126 百万円)</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>		
---	---	--	--	---	--	--

<p>福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施すること。(第3期中期目標期間実績(平成25年度から平成28年度実績をいう。以下同じ。)平均:98回)</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させること。(第3期中期目標期間実績:49機関(年平均12.3機関))</p> <p>③ 正常先及び要注先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施すること。</p>	<p>医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させる。</p> <p>③ フォローアップ調査については、正常先及び要注先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る</p>	<p>医療貸付制度の周知・広報を100回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、13機関以上拡大する。</p> <p>③ フォローアップ調査については、正常先及び要注先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエロ</p>	<p>○ 協調融資金融機関数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエローゾーン先)に係る実地調査等の実施先数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記②のとおり。</p> <p>○ 上記③のとおり。</p>			
---	---	--	---	-------------------------------------	--	--	--

(平成 27 年度及び平成 28 年度実績平均:48 貸付先)	実地調査等を毎年度 55 貸付先以上に実施する。	一ゾーン先)に係る実地調査等を 55 貸付先以上に実施する。				
---------------------------------	--------------------------	--------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	福祉医療経営指導事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 729

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
セミナーの延べ受講者数（計画値）	延べ16,200人以上	-	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上 (16,200人)	予算額（千円）	316,221	422,019			
セミナーの延べ受講者数（実績値）	-	3,808人	4,072人 (4,072人)	3,496人 (7,568人)				決算額（千円）	422,083	451,125			
達成度	-	-	125.7%	107.9%				経常費用（千円）	401,775	483,796			
リサーチレポート件数（計画値）	延べ80件以上	-	16件以上	16件以上	16件以上	16件以上	16件以上 (80件)	経常利益（千円）	0	0			
リサーチレポート件数（実績値）	-	20件	17件 (17件)	23件 (40件)				行政コスト（千円）	-	697,159			
達成度	-	-	106.3%	143.8%				行政サービス実施コスト（千円）	157,995	-			
マスコミの引用回数（計画値）	延べ340回以上	-	68回以上	68回以上	68回以上	68回以上	68回以上 (340回)	従事人員数	30.41	32.53			
マスコミの引用回数（実績値）	-	78回	133回 (133回)	145回 (278回)									
達成度	-	-	195.6%	213.2%									

経営診断の実施回数（計画値）	延べ 1,710 件 以上	—	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上							
経営診断の実施回数（実績値）	—	429 件	372 回 (372 回)	375 回 (747 回)										
達成度	—	—	108.8%	109.6%										

（注）一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間におけるセミナーの延べ受講者数を16,200人以上とする。</p> <p>② 中期目標期間における施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)を80件以上公表する。</p> <p>③ 中期目標期間において、リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を340回以上とする。</p> <p>④ 中期目標期間において経営診断の実施件数を延べ1,710件以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① セミナー年間実施計画に基づいて福祉・医療経営セミナーを開催し、延べ受講者数は3,496人となった。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)を23件公表した。</p> <p>③ リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に145回引用された。</p> <p>④ 経営診断を延べ375件実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>○ セミナーについて、延べ受講者数は3,496人と令和元年度計画の目標値(3,240人以上)を上回る実績をあげることができた。セミナーの内容については、機構が実施したリサーチの結果やコンサル事例等に基づいた機構職員による講義を行うとともに、認知症高齢者の支援など重度化する利用者を地域で支えていくための特別養護老人ホームの役割、介護老人保健施設における在宅支援・在宅療養支援機能の推進、急性期病院の経営戦略の実践と事例等の時宜を得たテーマを設定し、平成30年度末まで国の検討会で議論されていた医師の働き方改革への取組や令和元年5月に成立した改正子ども・子育て支援法に基づく幼児教育・保育の無償化による保育事業者への影響等の政策動向に即した情報提供等を行った結果、受講者の97.5%がアンケートで有用であると回答しており、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。</p> <p>また、社会福祉法人の監査・指導を行う行政担当者等を対象に、平成30年度に埼玉県で開催した機構職員を講師としたセミナーについて、今後の全国展開に向けて、令和元年度は兵庫県で実施し、社会福祉法人制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントについて情報提供するなど、機構の独自性を発</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

<p>保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。</p> <p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握す</p>	<p>が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。 (関連指標) ○セミナーのサービス向上取組実績 ・開催回数 ・セミナー有用度</p> <p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握す</p>	<p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、平成30年度診療報酬改定及び介護報酬改定の内容を踏まえたテーマを設定するとともに、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。</p> <p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握す</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。</p> <p>○ 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握するこ</p>	<p>○ 機構によるリサーチ結果やコンサル事例等に基づき、機構職員による講義を実施するとともに、施設整備や経営管理に関する優良実践事例についての講義を行うなど、機構の独自性を発揮した。</p> <p>○ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援のあり方や、多様なニーズへの対応と地域づくりに焦点を当てたセミナーを開催するとともに、医療従事者の働き方改革を始めとした人材マネジメント、業務改善事例等を盛り込み、受講者の経営管理等に有用な講義となるよう内容の充実を図った。</p> <p>○ これらの結果、令和元年度において18回のセミナーを実施し、有用度は97.5%となった。</p> <p>○ 社会福祉法人の監査・指導を行う行政担当者等を対象に、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントについて、機構職員を講師とした「行政担当者向け事業者支援セミナー」を開催し、自治体における社会福祉法人支援の高度化に資する情報提供を行った。(受講者69人)</p> <p>○ 社会福祉法人や医療法人等の経営者を支援するため、2019年度介護職員等特定処遇改善加算アンケート等を実施し、施設の経営状況やアンケート結果に関するリサーチレ</p>	<p>揮するセミナーの開催に取り組んだ。</p> <p>○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、施設の経営状況や令和元年10月に新設された介護職員等特定処遇改善加算に関するアンケートの結果など計23件を作成・公表し、令和元年度計画の目標値(16件以上)を上回る実績を上げた。</p> <p>また、社会福祉法人及び病院の課題・経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査及び病院経営動向調査を継続的に実施し、結果を公表するとともに、令和元年10月の消費税率引上げに伴う介護・診療報酬改定の影響など福祉・医療分野における環境変化への対応状況についてあわせて調査・公表した。</p> <p>○ リサーチ結果の公表がマスコミの記事・論文等に引用された回数については、145回と令和元年度計画の目標値(68回以上)を大きく上回る実績をあげることができた。</p> <p>○ 地方公共団体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演を58回行ったほか、社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体における執筆を15本行うなど、施設の経営基盤の強化を支援するための取組みの推進に努めた。</p> <p>このほか高齢者福祉を担う施設・事業の経営支援の充実強化を図るため、訪問介護事業に係る経</p>	
--	--	---	---	---	---	--

<p>ることができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。</p> <p>(3) 経営診断については、福祉医療貸</p>	<p>ることができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努める。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療分野における情報提供実績 ・ 講師派遣回数 ・ 外部媒体執筆件数 ・ 社会福祉法人経営動向調査モニター法人数 <p>(3) 経営診断については、福祉医</p>	<p>ることができるよう、経営状況に関する調査・分析を実施し、リサーチレポートの公表等による情報提供を行う。</p> <p>また、社会福祉法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査を実施し、公表する。</p> <p>(3) 経営診断については、福祉医</p>	<p>とができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行っているか。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努めているか。</p> <p>○ 経営診断については、福祉医療貸付</p>	<p>ポートを作成のうえ、プレスリリースするとともに、機構ホームページで公表した。(実績：23回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人の課題や経営状況を定期的に把握するため、「社会福祉法人経営動向調査」を実施(実績：4回、調査対象：563法人)するとともに、病院及び病院を運営する医療法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握するため、「病院経営動向調査」を実施(実績：4回、調査対象：372病院)した。 ○ これらのリサーチ結果の公表により、マスコミに145回記事として引用された。 ○ 地方公共団体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演を行った。(実績：地方公共団体6回、社協・経営協21回、金融機関4回、その他民間団体27回) ○ 介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(厚生労働省)や社会福祉法人の事業展開等に関する検討会(厚生労働省)など国等が設置する有識者会議等において、機構職員が構成員として参画した。(実績：9会議) ○ 社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体において執筆した。(実績：15本) ○ 高齢者福祉を担う施設の経営支援の充実強化を図るため、訪問介護に係る経営指標について、新たに経営分析参考指標をとりまとめた。 ○ 顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の貸付先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断)サービスをWAMNET基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所・認定こども園、病院、介護老人保健施設/利用件数：全1,517件) ○ 厚生労働省老健局から「介護医療院への移行に係る収支シミュレーションツール作成業務」を受託し、介護医療院へ移行した際の年間収支のシミュレーションが可能なツールを作成するとともに、機構ホームページ及びWAMNET特設ページにおいてツールの掲載のほか、介護医療院の概要や機構の融資制度を紹介し、介護医療院への移行を支援した。 <p>○ 個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援として、経営診断を合計375件実施した(簡易経営診断:</p>	<p>営指標について、新たに経営分析参考指標をとりまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省老健局から「介護医療院への移行に係る収支シミュレーションツール作成業務」を受託し、介護医療院へ移行した際の年間収支のシミュレーションが可能なツールを作成するとともに、機構ホームページ及びWAMNET特設ページにおいてツールの掲載のほか、介護医療院の概要や機構の融資制度を紹介することにより、介護医療院への移行を支援することができた。 ○ 経営診断については、個別支援プログラムとして、医療法人や社会福祉法人の中長期計画策定、就業規則・給与規程改定のコンサルティングを実施したほか、ニーズの高かった給与規程改定のコンサルティングについて、令和元年度から人事給与分析プログラムとして運用を開始している。 <p>簡易経営診断については、認知症高齢者グループホームを新たな対象施設として追加するなど分析内容の充実を図り、これら経営診断の延べ実施件数は375件となって令和元年度計画の目標値(342件以上)を上回った。また、個別経営診断の利用者の100.0%がアンケートで有用であると回答しており、施設の健全経営を支援することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 和歌山県から「公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託」を受託し、県内の公的病院や一部の民間病院を対象とした経営分析を通して、各医療圏域における必要な病院機能の再編や連携の方向性について提案するこ
--	--	--	--	---	--

<p>付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。</p> <p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設</p>	<p>療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○経営診断のサービス向上取組実績</p> <p>・経営診断有用度</p> <p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達</p>	<p>療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。</p> <p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達</p>	<p>事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。</p>	<p>357件、経営分析プログラム：3件、個別支援プログラム：10件、人事給与分析プログラム：5件)。また、経営診断の有用度は100.0%であった。</p> <p>○ 個別支援プログラムについては、法人・施設の個別のニーズに合わせて、民間移譲に伴う施設の経営診断及び経営シミュレーション、中長期計画及び事業計画運用等支援、給与規程改定及び人事考課策定等のコンサルティングを実施し、改善の方向性や改善策を提示した。</p> <p>○ 簡易経営診断について、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を対象施設として新たに追加し、診断種類の充実を図った。</p> <p>○ 和歌山県から「公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託」を受託し、県内の公的病院や一部の民間病院を対象として、今後の課題や経営の見通しに関する分析等を行った結果を踏まえ、各圏域における必要な病院機能の再編や連携の方向性について提案した。(7病院について経営分析を実施)</p> <p>○ 法務省から「更生保護施設等更生保護関係団体の活動に係る民間資金の活用のための実態調査等業務」を受託し、更生保護施設の経営分析、ヒアリング・アンケート調査等を実施した。その結果を基に、更生保護官署が継続保護事業者に助言等を行うことや継続保護事業者が自主的に経営改善を図るための運営マニュアルを作成することで、更生保護施設の効果的・効率的な運営による被保護者の再犯防止の推進に寄与することができた。また、更生保護関係8団体を対象に新たな資金調達手段であるクラウドファンディング導入までの合意形成や準備・企画、掲載等の実践支援を行い、いずれの団体についてもクラウドファンディングの目標額を達成させるなど資金面において団体の運営を支援した。</p> <p>○ 東京都から「施設・居住系サービス事業者運営状況調査」を受託し、都内の各施設・居住系サービス事業所の利用状況、職員状況及び施設整備状況等についての調査を行うとともに、機構独自のデータを活用して東京都の施設・居住系サービスの経営状況や課題について分析をすることで、報告書を取りまとめた。</p>	<p>とにより、地域医療構想の推進を支援することができた。</p> <p>また、法務省から「更生保護施設等更生保護関係団体の活動に係る民間資金の活用のための実態調査等業務」を受託し、更生保護施設の効果的・効率的な運営に係る分析等やヒアリング・アンケート調査等を行うとともに、複数の更生保護関係団体を対象とするクラウドファンディングを活用した資金調達の実践支援を行い、更生保護関係団体の運営を支援し、被保護者の再犯防止の推進に寄与した。</p> <p>さらに、東京都から「施設・居住系サービス事業者運営状況調査」を受託し、都内の各施設・居住系サービス事業所の利用状況、職員状況及び施設整備状況等についての調査・財務分析等を行い、東京都のデータと機構独自データをもとに報告書を取りまとめ、東京都の施設支援施策の策定を後押しすることができた。</p> <p>○ 以上のとおり、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・プレスリリース等により有益な情報を広く提供するとともに、法人の個別のニーズに対応したコンサルティングを実施するなど、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営に資する取組みに努め、年度計画に定める4つの指標について、目標値をいずれも上回る結果となるとともに、うち2指標については120%を超える達成度となり、計画を大幅に上回る実績(達成度平均143.6%)を上げることができた。</p>	
--	--	--	---	---	---	--

<p>定する。</p> <p>① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。(第3期中期目標期間実績：12,926 人(年度平均 3,232 人))</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表すること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績：レポート公表 47 件(年度平均 15.7 件))</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とすること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績：記事等引用回数 199 件(年度平均 66.3 件))</p> <p>④ 経営診断に</p>	<p>成を目指す。</p> <p>① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とする。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表する。</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とする。</p> <p>④ 経営診断に</p>	<p>成を目指す。</p> <p>① セミナーについては、延べ受講者数を 3,240 人以上とする。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果については、16 件以上公表する。</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を 68 回以上とする。</p> <p>④ 経営診断に</p>	<p>○ セミナーの延べ受講者数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果の公表件数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 経営診断の実施</p>	<p>○ 上記①のとおり。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p> <p>○ 上記③のとおり。</p> <p>○ 上記④のとおり。</p>	<p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	---	--	--	---	--------------------------------	--

<p>ついては、中期目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施すること。(第3期中期目標期間実績：1,363件(年度平均340.8件))</p>	<p>ついては、中期目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施する。</p>	<p>ついては、延べ342件以上の診断を実施する。</p>	<p>延べ件数について、中期計画を達成しているか。</p>			
---	---	-------------------------------	-------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	社会福祉振興助成事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第7号及び第8号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 725・729

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
平均処理期間 (計画値)	22日以内	—	22日以内	22日以内	22日以内	22日以内	22日以内		予算額(千円)	954,168	906,842		
平均処理期間 (実績値)	—	20.9日	18.5日	18.3日					決算額(千円)	973,246	888,390		
達成度	—	—	118.9%	120.2%					経常費用(千円)	972,967	894,110		
助成事業の利用者 満足度(計画値)	最高評価の率 60%以上	—	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上		経常利益(千円)	△95	△1		
助成事業の利用者 満足度(実績値)	—	62.3%	65.8%	67.4%					行政コスト(千円)	—	1,034,509		
達成度	—	—	109.7%	112.3%					行政サービス実施コスト(千円)	641,786	—		
									従事人員数	6.90	6.97		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	＜評価に至った理由＞
<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する</p>	<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上</p>	<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、「ニッポン一億総活躍プラン」における地域共生社会の実現など</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とする。</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>なし</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>○ 助成事業の募集にあたっては、国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>① 令和元年度助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、18.3日となった。</p> <p>② 令和元年度助成事業の助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、前年度（65.8%）を上回る67.4%の利用者から「とても満足」との回答を得た。</p> <p>○ 令和2年度助成事業の募集にあたり、政策動向や国民ニーズ、平成30年度助成事業の事後評価結果、令和元年度の助成事業の実施状況を踏まえ、国と協議のうえ「令和2年度社会福祉振興助成事業募集要領（通常助成事業）」及び「令和2年度社会福祉振興助成事業募集要領（モデル事業）」を策定し、公表した。</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <p>○ 令和2年度助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえ、国と協議のうえ募集要領を策定・公表することで、政策的に必要なテーマに重点化して募集することができた。</p> <p>○ 令和元年度は、事業評価の実施とともに、審査・評価委員会委員の意見集約や前年度に実施した助成事業で事業完了時に提出された助成事業への意見・要望等を踏まえ、要望書様式や「モデル事業」の要件等、助成事業のプログラムの見直しを行った。</p> <p>○ 助成事業の選定にあたっては、国及び審査・評価委員会の了承を得たうえで公表した募集要領に基づき、同委員会において審査・採択し、公正性、客観性及び透明性を確保することができた。</p> <p>○ 令和元年度助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は18.3日（前年度比で0.2日短縮）となり、中期計画の目標値（22日以内）を上回る実績を上げることができた。</p> <p>○ 令和元年度助成事業の全ての助成先団体に対して進捗状況の確認調査を実施し、事業の実施状況についてフォローを行った。また、助成事業の実施にあたって課題を抱えている助成先団体等については、個別訪問による相談・助言を行うことで、円滑な事業実施を支援した。（12件）</p> <p>○ 助成金の不正受給や不正使用の</p>	<p>評定</p> <p>＜評価に至った理由＞</p>	

<p>上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。</p>	<p>必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。 (関連指標)</p> <p>○募集及び採択実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び採択の件数・金額 <p>○募集等に係る周知実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知活動回数 (メールマガジン、Twitter、Facebook等) <p>○他団体との連携・協働による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があつた事業の割合 	<p>の国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、国と協議の上、助成方針を定め、募集要領等に明記し、広く公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。</p>	<p>と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定しているか。</p>	<p>○ モデル事業では、社会課題が一層複雑化するなか、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウをもとに事業をさらに発展させ、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的に、新たなモデル事業を設定した。令和2年度募集にあたっては、事業評価結果及び審査・評価委員からの助言を踏まえ、「新規性又は先駆性の要素が認められること」や「外部評価者又は伴走支援者に助成事業で取り組む課題・分野の専門家を必ず入れること」等の要件の見直しを行った。</p> <p>○ 令和元年度における助成実績は、次のとおりである。 (金額の単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1252 630 1938 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">募集</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">交付</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域連携活動支援事業</td> <td>388</td> <td>1,847</td> <td>112</td> <td>459</td> <td>109</td> <td>443</td> </tr> <tr> <td>全国・広域的ネットワーク活動支援事業</td> <td>117</td> <td>765</td> <td>27</td> <td>165</td> <td>27</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>505</td> <td>2,612</td> <td>139</td> <td>624</td> <td>136</td> <td>608</td> </tr> <tr> <td>上記のうちモデル事業(再掲)</td> <td>145</td> <td>1,069</td> <td>4</td> <td>31</td> <td>4</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 令和2年度助成事業に係る採択実績は、次のとおりである(交付については今後実行されるため未記載)。 (金額の単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1252 1302 1938 1801"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">募集</th> <th colspan="2">採択</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域連携活動支援事業</td> <td>334</td> <td>1,484</td> <td>110</td> <td>457</td> </tr> <tr> <td>全国・広域的ネットワーク活動支援事業</td> <td>93</td> <td>564</td> <td>28</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>427</td> <td>2,048</td> <td>138</td> <td>604</td> </tr> <tr> <td>上記のうちモデル事業(再掲)</td> <td>59</td> <td>442</td> <td>5</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	区分	募集		採択		交付		件数	金額	件数	金額	件数	金額	地域連携活動支援事業	388	1,847	112	459	109	443	全国・広域的ネットワーク活動支援事業	117	765	27	165	27	165	合計	505	2,612	139	624	136	608	上記のうちモデル事業(再掲)	145	1,069	4	31	4	31	区分	募集		採択		件数	金額	件数	金額	地域連携活動支援事業	334	1,484	110	457	全国・広域的ネットワーク活動支援事業	93	564	28	147	合計	427	2,048	138	604	上記のうちモデル事業(再掲)	59	442	5	40	<p>防止の観点から、完了報告時におけるチェックに加え、監査部門との連携によるチェック体制を引き続き継続するとともに、不正が明らかになった場合の対応として、機構が団体名等を公表できる旨を内定団体向けの事業実施説明会において説明するなど、助成先団体のガバナンス強化を図った。</p> <p>○ 平成30年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において評価方針を策定し、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価にあたっては、助成先団体との対話やスコアリング評価の手法を用いる等、効果的かつ効率的に実施するとともに、委員によるヒアリング評価については複数の委員で協議して評価を決定することにより、評価結果の精度や客観性の向上を図った。</p> <p>○ 事後評価結果については報告書としてとりまとめ、審査・評価委員会の了承を得たうえで公表し、特に優れた助成事例について、機構ホームページ等で広く周知した。</p> <p>○ 以上のとおり、当該事業においてPDCAサイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現するとともに、助成事業の成果(効果)については、助成先団体が実施する事業の利用者(エンドユーザー)を対象とした満足度調査を実施した結果、67.4%の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーに対する高い効果(満足度)を確認することができた。</p> <p>○ また、助成先団体については、令</p>	
区分	募集		採択			交付																																																																						
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																						
地域連携活動支援事業	388	1,847	112	459	109	443																																																																						
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	117	765	27	165	27	165																																																																						
合計	505	2,612	139	624	136	608																																																																						
上記のうちモデル事業(再掲)	145	1,069	4	31	4	31																																																																						
区分	募集		採択																																																																									
	件数	金額	件数	金額																																																																								
地域連携活動支援事業	334	1,484	110	457																																																																								
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	93	564	28	147																																																																								
合計	427	2,048	138	604																																																																								
上記のうちモデル事業(再掲)	59	442	5	40																																																																								

<p>(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。</p> <p>なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」(平成 27 年 6</p>	<p>(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。</p> <p>なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」(平成 27 年 6 月高度情</p>	<p>(2) 助成金申請業務の効率化により、平成 30 年度分助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。</p> <p>なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」(平成</p>	<p>○ 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図っているか。</p>	<p>○ 令和元年度助成事業に係る募集等の周知実績は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1255 180 1944 531"> <thead> <tr> <th>広報手段</th> <th>回数</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メールマガジン</td> <td>3 回</td> <td>登録者約 4,000 件</td> </tr> <tr> <td>SNS(Facebook 等)</td> <td>2 回</td> <td>登録者約 1,000 件</td> </tr> <tr> <td>募集説明会の開催</td> <td>3 回</td> <td>参加者 146 名</td> </tr> <tr> <td>募集チラシの送付</td> <td>1 回</td> <td>送付先 585 件</td> </tr> <tr> <td>個別相談会</td> <td>3 回</td> <td>相談者 54 名</td> </tr> <tr> <td>新聞広告掲載</td> <td>1 回</td> <td>発行部数 50,000 部</td> </tr> <tr> <td>月刊誌掲載</td> <td>1 回</td> <td>発行部数 100,000 部</td> </tr> <tr> <td>プレスリリース</td> <td>1 回</td> <td>85 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他、WAM 助成の年間を通じた事業の周知及び利用促進を図るため、内閣府「NPO ホームページ」のトップページに WAM 助成バナーを設置したほか、新たに WAM 助成普及用チラシ (5,000 枚) 及びポスター (800 枚) を作成し、全国各地の行政機関、社会福祉協議会、NPO 支援センター等に配布した。</p> <p>○ 令和元年度助成事業の助成先団体による事業実績 (136 事業) のうち、「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」とする助成先団体が 77.9% (106 事業)、「事業完了後も連携を継続していく見込み」とする助成先団体が 92.6% (126 事業) との回答を得た。また、連携にあたっては、行政・社協・大学・企業等の多機関による強みを活かした連携や、地域内の行政・企業等との連携に加えて地域外の支援団体との広域ネットワークを構築した連携などの事例がみられた。</p> <p>○ 助成金申請業務については、各団体に対して担当者を配置し、細かな調整事項に対応できる体制を構築しているところであるが、さらに内定事務説明会において説明内容の見直しを図り、別途交流の時間を設けた。これにより、機構担当者と助成先団体との関係構築が図られ、助成先団体側から手続きの不明点を相談しやすい環境を整備した。</p>	広報手段	回数	実績値	メールマガジン	3 回	登録者約 4,000 件	SNS(Facebook 等)	2 回	登録者約 1,000 件	募集説明会の開催	3 回	参加者 146 名	募集チラシの送付	1 回	送付先 585 件	個別相談会	3 回	相談者 54 名	新聞広告掲載	1 回	発行部数 50,000 部	月刊誌掲載	1 回	発行部数 100,000 部	プレスリリース	1 回	85 か所	<p>和元年度助成事業の助成先のうち、77.9%の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」との回答があり、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。</p> <p>○ 加えて、平成 29 年度分助成事業を対象に助成終了後 1 年半経過後の時点で「フォローアップ調査」を実施したところ、助成終了後は資金面が課題となり事業継続が難しい中、機構が助成した団体では、①9 割超が事業を継続しており、助成時期と同規模以上で継続している事業は 65.3%となっている、②事業継続の財源は『自己資金』が 53.5%を占めた、③21 件が行政で制度化又はモデル事業化につながったなど、効果的な利用を確認することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
広報手段	回数	実績値																															
メールマガジン	3 回	登録者約 4,000 件																															
SNS(Facebook 等)	2 回	登録者約 1,000 件																															
募集説明会の開催	3 回	参加者 146 名																															
募集チラシの送付	1 回	送付先 585 件																															
個別相談会	3 回	相談者 54 名																															
新聞広告掲載	1 回	発行部数 50,000 部																															
月刊誌掲載	1 回	発行部数 100,000 部																															
プレスリリース	1 回	85 か所																															

<p>月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえること。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。</p> <p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。</p>	<p>報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえることとする。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させる。</p> <p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。</p> <p>(関連指標) ○ 期中支援の充</p>	<p>27年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえることとする。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンスの強化を図るため、助成先法人等への現地調査、指導等を行う。</p> <p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、平成31年度の募集要領等に反映させる。</p>	<p>○ 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させているか。</p> <p>○ 助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させているか。</p>	<p>○ 令和元年度助成事業の内定団体を対象に、東京都及び大阪府の2か所で事業実施説明会を開催し、事業を適切に実施するための留意事項や、助成先団体として整備すべき体制などについて説明し、意識づけを行った。</p> <p>○ 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用した場合や、その他規程等に違反する悪質な行為により助成の決定の取消し等を行った場合の公表について、令和元年度助成に係る募集要領から、留意事項として明記し、注意喚起を行った。</p> <p>○ ガバナンス強化の取組みとして、監査室と連携し、令和元年度助成先について、実地監査を実施した。(実地監査件数：10件)</p> <p>○ 令和元年度助成先団体に対する進捗状況調査において、調査票に団体のガバナンス体制に係るチェック項目を設けて実施するとともに、課題を抱えている団体等に対しては個別に連絡・訪問し、課題解決のための相談・助言を実施した。(訪問件数：12件)</p> <p>○ 平成30年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価(全160団体)、審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価(31団体)及び書面評価(129団体)を実施した。</p> <p>○ 審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価(31団体)については、ヒアリング内容を団体に書面でフィードバックし、優良事例は事業評価報告書に取りまとめるとともに、ヒアリング等で団体から上がった意見や改善要望を踏まえ、次年度の募集要領・様式の見直しを行った。</p> <table border="1" data-bbox="1261 1795 1944 1929"> <tr> <td>進捗状況調査等の実施件数</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>助成事業報告会における満足度</td> <td>94.3%</td> </tr> </table>	進捗状況調査等の実施件数	16件	助成事業報告会における満足度	94.3%		
進捗状況調査等の実施件数	16件									
助成事業報告会における満足度	94.3%									

<p>(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p>	<p>実 ・進捗状況調査等の実施件数 ○助成先法人等の活動の発展・充実 ・助成事業報告会（WAMセミナー）における満足度</p> <p>(4)助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。 (関連指標) ○助成事業の継続率 ・助成事業1年経過後における事業継続率（助成事業と同程度以上）</p>	<p>(4)助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言を行うとともに、助成効果の高い優れた助成事業等を分かりやすく可視化し、機構ホームページ等で広く周知する。</p>	<p>○ 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めているか。</p>	<p>○ 令和2年度 WAM 助成募集説明・個別相談会について、機構主催の全国3か所（東京都、大阪府、福岡県）に加え、行政や中間支援組織が主催の3地域（北海道、千葉県、愛知県）においても開催し、より多くのNPO法人等に向けて助成事業の周知及び相談に応じた。</p> <p>○ 進捗状況調査やヒアリング評価等を通して直接活動を確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言を行った。（訪問件数：23団体）</p> <p>○ 優れた取組みを普及させ、NPO法人等による地域の福祉課題の解決に資するため、WAM助成フォーラム「協力と対話からみえたもの～社会とのコミュニケーションがうながす事業の成長～」を令和元年9月に開催した。（参加人数：184人） 参加者アンケートでは、フォーラムに参加して何らかの良い変化があったとする回答が87.3%に達し、NPO法人等の事業運営に資する内容となった。</p> <p>○ WAM助成フォーラムにおいて、新たに助成相談ブースを設置し、WAM助成の紹介及び事業計画の相談に応じるなどNPO法人等の利便性向上を図った。</p> <p>○ WAM助成フォーラムの開催にあたっては、厚生労働省より後援名義の使用許可を得るとともに、中間支援組織や行政の協働担当部局に周知を行い、広く一般に参加を促した。開催後には、当日の登壇者の発表資料や開催報告をホームページに掲載するなど、リソースの活用による効果の最大化に努めた。</p> <p>○ 助成事業の成果普及及び利用促進を図るとともに、民間福祉団体における活動の参考とするため、月刊誌WAM「いきいきチャレンジ」に掲載された助成事業の概要及び優良事例を「WAM助成レポート」として冊子にまとめ、NPO</p>		
---	--	---	--	--	--	--

<p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とすること。(第3期中期目標期間実績：平均 22.9 日)</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を</p>	<p>(5)助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を</p>	<p>(5)助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を</p>	<p>○ 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 助成事業が対象とした利用者の満足度が中期計画を達成しているか。</p>	<p>法人、行政、中間支援組織、企業などの WAM 助成フォーラムの参加者に配布するとともに機構ホームページに掲載した。</p> <p>○ 機構が発行している月刊誌のほかに、一般誌においても助成事業の優良事例紹介を行った。(『広報誌 厚生労働(令和2年1月号)』『住民主体のつながる場所づくり』)</p> <p>○ 令和元年度助成事業の内定団体を対象に、東京都及び大阪府の2か所で開催した事業実施説明会において、中間支援組織に在籍する外部講師を招き、内定団体同士の事業実施のノウハウや課題を共有することで、学び合う機会を提供した。</p> <p>○ WAM 助成 e-ライブラリー(電子図書館)について、簡易検索が可能なフォーマットに見直し、タブレット端末等からもアクセスしやすい形に切り替えるとともに、検索方法を分かりやすく提示した。</p> <table border="1" data-bbox="1270 810 1929 947"> <tr> <td>助成事業1年経過後における事業継続率(助成事業と同程度以上)</td> <td>65.3%</td> </tr> </table> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>	助成事業1年経過後における事業継続率(助成事業と同程度以上)	65.3%		
助成事業1年経過後における事業継続率(助成事業と同程度以上)	65.3%							

60%以上とすること。(第3期中期目標期間実績平均：59.3%)	60%以上とする。	60%以上とする。							
----------------------------------	-----------	-----------	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	退職手当共済事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	社会福祉施設職員等退職手当共済法第18条 独立行政法人福祉医療機構法第12条第9号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要であるため、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 720・729

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
平均事務処理期間 (計画値)	42日以内	—	42日以内	42日以内	42日以内	42日以内	42日以内		予算額(千円)	115,190,065	121,103,262		
平均事務処理期間 (実績値)	—	36.9日	41.4日	39.9日					決算額(千円)	111,221,707	114,763,250		
達成度	—	—	101.4%	105.3%					経常費用(千円)	106,737,381	113,065,967		
退職届作成システムの 利用割合(計画値)	30%以上	—	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上		経常利益(千円)	5,186,851	1,404,572		
退職届作成システムの 利用割合(実績値)	—	33.7%	34.6%	41.4%					行政コスト(千円)	—	116,588,411		
達成度	—	—	115.3%	138.0%					行政サービス実施コスト(千円)	46,004,964	—		
									従事人員数	20.45	20.69		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価											
				業務実績	自己評価	評価	主務大臣による評価										
<p>4 退職手当共済事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給</p>	<p>4 退職手当共済事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求</p>	<p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間において請求書の受付から給付までの平均処理期間を42日以内とする。</p> <p>② 退職届作成システムの利用割合を毎年度30%以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 令和元年度における請求書の受付から給付までの平均処理期間は39.9日となった。</p> <p>② 令和元年度における退職届作成システムの利用割合は41.4%となった。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>867,784 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>79,459 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>112,455,195 千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 令和元年度においては、支給処理件数が著しく増加する5月から8月の間について、書類の内容確認及び請求者等への不備照会のフローを点検のうえ、</p>	区 分	令和元年度	4月1日現在の被共済職員数	867,784 人	退職手当金支給者数	79,459 人	退職手当金支給額	112,455,195 千円	単位掛金額	44,500 円	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>○ 令和元年度においては、支給処理件数が著しく増加する5月から8月の間において、書類の内容確認及び請求者等への不備照会のフローを点検のうえ、集中する事務に部内の人員を割り当てるなど、時宜を得た事務処理体制の強化を図ったことで、処理期間を短縮することができた。</p> <p>こうした取組みの結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、前年度実績(41.4日)を上回る39.9日となり、中期目標に定められた目標値(42日以内)を上回る実績を上げることができた。</p> <p>○ 退職者がWeb上で請求書を入力、エラーチェック、印刷ができる「退職手当金請求書作成ツール」を新たに公開することにより、利用者の利便性向上を図ることができた。</p> <p>また、アンケートにおいて退職届作成システムの機能を知らなかったという意見が多かったことを踏まえ、共済契約者に対し利用のご案内(デジタル・ガバメント実行計画を踏まえた各種手続きの電子化の推進について)を送付し、システム利用によるメリットや利便性等を周知するとともに、機構ホームページに、システムログインを誘導するためのボタン(バナー)を新たに設置することで、より一層のシステムの利用を促進した。</p> <p>加えて、新たに全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周知とともに、電子届出システムの利用について促進依頼を行った。</p> <p>なお、掛金納付対象職員届の処理については、電子届出システム利用者のエラー発生率が0.28%となり、紙媒体提出者</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	
区 分	令和元年度																
4月1日現在の被共済職員数	867,784 人																
退職手当金支給者数	79,459 人																
退職手当金支給額	112,455,195 千円																
単位掛金額	44,500 円																

<p>付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p> <p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の簡素化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。</p> <p>(3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材</p>	<p>書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○ 退職手当金支給実績</p> <p>・ 退職手当金支給件数・金額</p> <p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○ 電子化の推進実績</p> <p>・ 電子届出システム利用率</p> <p>○ 利用者の事務負担軽減の取組実績</p> <p>・ 電子届出システム利用者満足度</p> <p>・ 掛金納付対象職員届処理に係るエラー発生率の減少度</p> <p>(3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確</p>	<p>率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。</p> <p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、アンケート調査等により把握した利用者の意向を踏まえ、退職届作成システムの機能の充実を図るなど ICT の活用を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。</p> <p>(3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確</p>	<p>付から給付までの平均処理期間の短縮を図っているか。</p> <p>○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進しているか。</p> <p>○ 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資</p>	<p>集中する事務に部内の人員を割り当てるなど、時宜を得た事務処理体制の強化を図ったことで、単位期間あたりの最大処理件数を確保できるよう努め、処理期間を短縮した。</p> <p>○ こうした取組みの結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は 39.9 日となり、前年度実績(41.4 日)を上回った。</p> <p>○ 利用者の利便性向上及び負担の軽減を図るため、退職者が Web 上で請求書を入力、エラーチェック、印刷ができる「退職手当金請求書作成ツール」を機構ホームページで公開した。</p> <p>○ アンケートにおいて退職届作成システムの機能を知らなかったという意見が多かったことを踏まえ、システムの利用を促進するため、共済契約者に対し利用のご案内(デジタル・ガバメント実行計画を踏まえた各種手続きの電子化の推進について)を送付し、システム利用によるメリットや利便性等の周知を行った。</p> <p>○ 機構ホームページに、システムログインを誘導するためのボタン(バナー)を設置した。</p> <p>○ 全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周知に加え、電子届出システムの利用について促進依頼を行った。</p> <p>○ こうした取組みの結果、退職届作成システムの利用率は 41.4%となり、中期目標に定められた目標値(30%以上)を大きく上回る実績を上げることができた。</p> <p>○ 次の取組みにより退職手当共済制度の幅広い周知を行った。</p> <p>a ホームページを全面的にリニューアルし、分かりやすさの充実(トップページの見直し、小見出</p>	<p>のエラー発生率 2.23%との比較において大幅に抑制されており、システムの利用が共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与していることが確認できた。</p> <p>○ こうした取組みの結果、退職届作成システムの利用率は、前年度を 6.8 ポイント上回る 41.4%となり、中期目標に定められた目標値(30%以上)を大きく上回る実績を上げることができた。</p> <p>○ ホームページを全面的にリニューアルし、重複コンテンツの整理など、制度の分かりやすさの充実を図るとともに、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の総会における制度の説明や「介護フェア in かながわ(神奈川県主催)」の出展を通じて、福祉施設関係者や福祉関係の教員・学生等への制度周知を行った。</p> <p>また、福祉医療貸付事業が主催する行政担当者会議において管下の法人への周知依頼を行った。</p> <p>○ こうした取組みの結果、加入職員は、867,784 人となり、前年度(857,705 人)と比べ、10,079 人増加した。</p> <p>○ 電子届出システム利用者アンケートの結果では、利用者の 96.5%から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得ており、退職手当共済制度の安定的な運営により、社会福祉施設等の福祉人材の確保を支援することができた。</p> <p>○ 以上のとおり、退職手当金支給までの平均処理期間を短縮するとともに、新規加入法人の電子届出システム利用の促進により、共済契約者の事務負担の軽減に努め、年度計画に定める 2 つの指標について、目標値をいずれも上回る結果となるとともに、うち 1 指標については 120%を超える達成度となり、計画を大幅に上回る実績(達成度平均 121.7%)を上げることができた。</p>
---	---	--	---	---	--

<p>の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。</p> <p>(4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において 42 日以内とすること。 (マイナンバー制度導入後(平成 27 年度及び平成 28 年度)実績平均: 42.1 日)</p> <p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎</p>	<p>保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。 (関連指標)</p> <p>○ 退職手当共済制度の周知実績</p> <p>・都道府県等と連携し周知した実績</p> <p>・加入職員数</p> <p>・新規加入職員数</p> <p>・共済契約者へのアンケートによる福祉人材確保の貢献度</p> <p>(4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において 42 日以内とする。</p> <p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年</p>	<p>保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。</p> <p>(4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を 42 日以内とする。</p> <p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を 30%</p>	<p>するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知しているか。</p> <p>○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p> <p>○ 退職届作成システムの利用割合について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>しの変更、スクロール幅の見直し、重複コンテンツの整理等) を図った。</p> <p>b 福祉専門職の養成校協会と連携し、福祉専門職養成校に在籍する教員・学生への制度周知のため、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の総会にて制度の説明を行うとともに、加盟校に対し制度説明のチラシの配布を依頼した。</p> <p>c 「介護フェア in かながわ(神奈川県主催)」に出展し、来場者(福祉施設関係者や福祉関係の学校に通う学生等)に対し、制度説明等を行った。</p> <p>d 福祉医療貸付事業が主催する行政担当者会議(令和元年度は書面開催)において管下の法人への周知依頼を行った。</p> <p>○ 電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の 96.5%から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得ることができた。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
---	--	--	---	---	-----------------------------------	--

年度 30%以上とすること。 (第3期中期 目標期間実績 平均:27.5%)	度 30%以上とする。	以上とする。							
---	-------------	--------	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	心身障害者扶養保険事業		
業務に関連する政策・施策	IX-1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 728・773

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
周知・広報活動回数（計画値）	15回以上	—	15回以上	15回以上	15回以上	15回以上	15回以上		予算額（千円）	32,003,111	31,301,911		
周知・広報活動回数（実績値）	—	14回	16回	17回					決算額（千円）	32,888,186	33,156,600		
達成率	—	—	106.7%	113.3%					経常費用（千円）	21,314,240	22,638,902		
									経常利益（千円）	△ 709,740	3,454,267		
									行政コスト（千円）	—	22,735,302		
									行政サービス実施コスト（千円）	813,873	—		
									従事人員数	6.28	6.28		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
				業務実績	自己評価	評価	評価理由													
<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を17回行った。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>1,012 人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,088 人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>61,586 人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>57,762 人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>7,085,000 千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>13,956,040 千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和元年度	新規加入者数	1,012 人	新規年金受給者数	2,088 人	保険対象加入者数	61,586 人	年金給付保険金支払対象障害者数	57,762 人	死亡・障害保険金額	7,085,000 千円	年金給付保険金額	13,956,040 千円	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成30年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果をとりまとめた。とりまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体への説明、加入者等に対して機構ホームページにおいて公表することにより、事業の透明性の確保に努めた。</p> <p>○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえで、国とも連携して回答を作成するとともに、地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。</p> <p>さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者、加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況の</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>
区 分	令和元年度																			
新規加入者数	1,012 人																			
新規年金受給者数	2,088 人																			
保険対象加入者数	61,586 人																			
年金給付保険金支払対象障害者数	57,762 人																			
死亡・障害保険金額	7,085,000 千円																			
年金給付保険金額	13,956,040 千円																			

<p>算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p> <p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととされていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。 (関連指標) ○心身障害者扶養保険事業実績 ・新規加入者数 ・新規年金受給者数 ・保険対象加入者数</p>	<p>(1) 財政状況の検証 平成30年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会(以下「財務状況検討会」という。)で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表するなど関係者に対し広く周知する。 なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。</p>	<p><評価の視点> ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</p>	<p>○ 財務状況検討会を9月に開催し、平成30年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告するとともに、障害者関係団体への説明及び機構ホームページでの公表を実施した。</p>	<p>ばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った。</p> <p>○ 心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力により周知・広報活動を17回行った。</p> <p>○ 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、10月に開催した資産運用委員会で、扶養保険資金の基本方針(基本ポートフォリオを含む)の見直しの検討や、現行の基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの検証を行った結果、「見直しの必要はない」との結論を得た。 また、扶養保険資産の資産構成割合については、基本ポートフォリオとの乖離許容幅内に収まるよう、毎月管理を行った。 運用利回りについては、令和2年1～3月期において、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受けた景気や企業業績の悪化懸念から内外株式が大幅に下落したことにより資産合計の運用利回りは△1.60%となったが、各資産においては概ねベンチマーク収益率を確保した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	---	--	--	--	--

<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p>	<p>・年金給付保険金支払対象障害者数</p> <p>・年金給付保険金額</p> <p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</p>	<p>○ 運用に関する基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。また、その運用状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。また、運用実績については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>なお、ベンチマーク収益率との差は、次のとおりである。</p> <p>[平成31年4月～令和2年3月（年率）]</p> <table border="1" data-bbox="1255 1482 1982 1698"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有価証券</td> <td rowspan="2">国内</td> <td>債券</td> <td>△0.18%</td> <td>△0.16%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>△9.50%</td> <td>△9.27%</td> <td>0.23%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券</td> <td>4.37%</td> <td>4.52%</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>△12.42%</td> <td>△12.81%</td> <td>△0.40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各資産の運用実績は時間加重収益率</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1255 1814 1762 1885"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運用実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産全体</td> <td>△1.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資産全体の運用実績は修正総合利回り</p>	区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券	△0.18%	△0.16%	0.02%	株式	△9.50%	△9.27%	0.23%	外国	債券	4.37%	4.52%	0.15%	株式	△12.42%	△12.81%	△0.40%	区分	運用実績	資産全体	△1.60%		
区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																														
有価証券	国内	債券	△0.18%	△0.16%	0.02%																													
		株式	△9.50%	△9.27%	0.23%																													
	外国	債券	4.37%	4.52%	0.15%																													
		株式	△12.42%	△12.81%	△0.40%																													
区分	運用実績																																	
資産全体	△1.60%																																	

<p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p>	<p>専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することとする。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオ 	<p>専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p>	<p>○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p>	<p>○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理を行った。また乖離状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>なお、乖離幅は次のとおりである。</p> <p>[令和2年3月末]</p> <table border="1" data-bbox="1252 1570 1982 1892"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)</th> <th>実績</th> <th>乖離幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有価証券</td> <td rowspan="2">国内</td> <td>債券</td> <td>74.5% (±8%)</td> <td>75.2%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>8.5% (±5%)</td> <td>8.2%</td> <td>△0.3%</td> </tr> <tr> <td>外国</td> <td>債券</td> <td>8.5% (±5%)</td> <td>8.9%</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)	実績	乖離幅	有価証券	国内	債券	74.5% (±8%)	75.2%	0.7%	株式	8.5% (±5%)	8.2%	△0.3%	外国	債券	8.5% (±5%)	8.9%	0.4%		
区分		基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)	実績	乖離幅																						
有価証券	国内	債券	74.5% (±8%)	75.2%	0.7%																					
		株式	8.5% (±5%)	8.2%	△0.3%																					
	外国	債券	8.5% (±5%)	8.9%	0.4%																					

	<p>を適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。 	<p>扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体 資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。 ・ 各資産 各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況を把握し適切に管理する。 ・ 運用受託機関等 運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産全体及び各資産のリスクを確認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。 ○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。 	<table border="1" data-bbox="1246 84 1997 163"> <tr> <td></td> <td></td> <td>株式</td> <td>8.5% (±5%)</td> <td>7.7%</td> <td>△0.8%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因、各資産に係るリスク及びトラッキングエラー等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。 ○ 月次報告及び四半期毎の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題ないことを確認した。 			株式	8.5% (±5%)	7.7%	△0.8%		
		株式	8.5% (±5%)	7.7%	△0.8%							

<p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長</p>	<p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長</p>	<p>把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。 なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回(四半期毎)ヒアリングを実施する。</p> <p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針の見直しについては、資産運用委員会で検討し、必要があるときは、速やかに見直しを行い、公表する。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保 基本ポートフォリオの策</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針については、引き続き、機構ホームページで公表した。また、同基本方針の見直しについては、10月に開催した資産運用委員会で検討を行った結果、「見直しの必要はない」との結論を得た。</p> <p>○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについては、10月に開催した資産運用委員会で検証を行った結果、「見直しの必要はない」との結論を得た。</p>					
--	---	---	---	---	--	--	--	--	--

<p>期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。</p> <p>なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事</p>	<p>期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。</p> <p>なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事</p>	<p>定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成30年度</p>	<p>を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。</p> <p>○ 短期資金需要等を踏まえて、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からな</p>	<p>○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう管理を行うとともに、収支見通しに基づき必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行った。また、管理状況については、定期的にガバナンス委員会に報告した。</p> <p>○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された平成30年度決算書を分析し検証するとともに、9月に開催した財務状況検討会において確認等の検証を行い、現状では問題ないことを確認した。</p>					
---	--	---	--	--	--	--	--	--	--

<p>業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。 (関連指標) ○扶養保険資金の運用実績 ・ベンチマーク差</p>	<p>の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p>	<p>る心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p>			
<p>(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。</p>	<p>(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努める。</p>	<p>(3) 事務処理等の適切な実施 扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。 また、地方公共団体等の意見を踏まえたパンフレット等を作成し、制度周知に努める。</p>	<p>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。</p> <p>○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努め</p>	<p>○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえで、国とも連携して回答を作成するとともに、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。</p> <p>○ 事業の実施主体である地方公共団体等からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体を經由して、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布することにより、制度のより一層の周知を図った。</p> <p>○ 地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として地方公共団体に対し、加入者名簿の送付を行うとともに、加入者及び保険対象障害者の現況について調査・確認</p>		

<p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行うこと。(平成 28 年度実績：10 回) 	<p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行う。 	<p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を 15 回以上行う。 	<p>ているか。</p> <p>○ 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動は中期計画を達成しているか。</p>	<p>の依頼を行い、確認結果について報告を受けた。</p> <p>また、機構と地方公共団体の加入者名簿の照合や年金給付金等の請求遅延・遺漏等の確認を通じて、地方公共団体的な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 729

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
情報充実及び機能見直し（計画値）	25件以上	—	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上 (25件)		予算額（千円）	493,605	962,815		
情報充実及び機能見直し（実績値）	—	5件	8件 (8件)	8件 (16件)					決算額（千円）	504,108	738,653		
達成度	—	—	160.0%	160.0%					経常費用（千円）	628,095	721,064		
年間ヒット件数（計画値）	11,000万件以上	—	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上		経常利益（千円）	0	0		
年間ヒット件数（実績値）	—	12,940万件	19,258万件	15,798万件					行政コスト（千円）	—	794,297		
達成度	—	—	175.1%	143.6%					行政サービス実施コスト（千円）	387,079	—		
									従事人員数	8.29	10.92		

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努</p>	<p><主な定量的指標> ① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施する。 ② 年間ヒット件数を 1 億 1,000 万件以上とする。 <その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績> ① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 8 件実施した。 (内訳) 提供情報の整備充実：8 件 ② 年間ヒット件数は、WAM NETコンテンツや社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの利用等が堅調であったことから、1 億 5,798 万件となり、目標を上回るヒット件数を達成した。</p>	<p><評価と根拠> 評価：A ○ WAM NET事業においては、国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、「福祉のしごとコーナー」、「疾病情報サイト」、「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係 Q&A」等の 8 件のコンテンツを新設するとともに、令和元年台風第 15 号及び第 19 号等による災害で被災した施設に対する優遇措置に関する情報や新型コロナウイルス感染症対応のための経営資金の手続きといった時宜を得た情報を掲載するなど、提供する情報の充実及び機能の見直しを実施した。 ○ 財務諸表等電子開示システム及び障害福祉サービス等情報公表システムについて、厚生労働省と連携し、社会福祉法人や所轄庁等に当該システムの利用を促した結果、高い利用率(財務諸表等電子開示システム 99.2% (20,713/20,883 法人)、障害福祉サービス等情報公表システム 78.0% (126,411/162,134 事業所))を達成した。 財務諸表等電子開示システムについては、所轄庁及び法人から寄せられた要望・課題に対する機能改善に加え、所轄庁へ提出する附属明細書や役員等名簿等の届出様式について、新たにシステムによる申請・届出機能を追加することにより、社会福祉法人が所轄庁へ行う現況報告が当該システムで完結できる仕組みとなり、システムによる現況報告について効率的な機能改善を図っ</p>	<p>評価</p>	<p><評価に至った理由></p>

<p>めること。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。</p>	<p>める。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○利用者サービス向上取組実績</p> <p>・アンケート調査における情報利用者の満足度</p>	<p>める。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。</p>	<p>＜評価の視点＞</p> <p>○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めているか。</p>	<p>○ 福祉現場の深刻な人材不足問題を踏まえ、厚生労働省福祉人材確保対策室や有識者(大学教員)と協議したうえで、各資格・職能団体や養成校団体、人材センター・バンク、国家試験機関、介護 IT 関係団体、福利厚生団体、機構の各事業部門等と連携してコンテンツを作成・情報更新していくプラットフォームとして「福祉のしごとコーナー」を新設し、学生、専門職、潜在有資格者に福祉現場の仕事に関する情報、仕事の魅力ややりがいなどを伝えるとともに、施設やサービスの経営者に対しても人材確保や定着に役立つ情報提供を行った。</p> <p>○ 令和 2 年度に稼働予定の「子ども・子育て支援情報公表システム」の利用に先駆け、幼児教育の無償化をはじめ、妊娠期から出産、育児に至るまでの子育てに役立つ基本情報をまとめた「子ども・子育てサポートサイト」コンテンツを新設し、子育て関係者や保護者が活用できる情報を掲載した。</p> <p>○ 各種医学会や公的機関の協力を得て新型コロナウイルス感染症対策も含めた疾病別の主な症状や予防法、医療機関へのかかり方などの情報を取りまとめた「疾病情報サイト」を新設し、信頼できる医療情報として整理・提供した。</p> <p>○ 国民健康保険中央会と連携し、障害福祉サービス等報酬請求に係る Q&A をサービス体系や通知日等で検索可能とした新たなコンテンツを構築し、請求事業者等の業務効率化に資するサービス提供を実施した。</p> <p>○ 福祉・医療政策の適切な運営に寄与するため、福祉医療経営指導事業の一環として四半期ごとにモニターを対象に実施している、社会福祉法人及び医療法人の現場における経営実感の動向などの調査結果を「経営動向調査」コンテンツとして新たに掲載した。</p> <p>○ 国の進めるデジタル・ガバメント実行計画などを踏まえ、関係省庁及び機関と連携し、「介護ワンストップサービス」コンテンツを新設することで、介護家族や専門職に向けて介護保険等の行政手続きのオンライン申請の周知を図るための情報提供を行った。</p> <p>○ 女性が産前・産後も安心して仕事を続けられる環境構築を支援するため、「産前・産後休業、育児休業関連情報」コンテンツを新設し、妊娠から産後までの段</p>	<p>た。</p> <p>また、上記のコンテンツの新設等により提供する情報の充実及び機能の見直しを行ったことにより、年間ヒット件数は計画値の 1 億 1 千万件を大きく上回る 1 億 5,798 万件のヒット件数を達成できた。(達成度 143.6%)</p> <p>○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、以下のとおり、WAM NET 基盤を活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時金支払等業務等において、外部関係者との各種事務手続きのため、セキュリティを確保したデータ授受を行えるよう掲示板機能を用いて、業務の効率的な実施を推進した。 ・ メール一括配信機能を用いて、社会福祉振興助成事業や退職手当共済事業に係る申請等の手続き、WAM の調達情報や月刊誌 WAM の最新情報を配信するメールマガジンなどを迅速かつ安全に発信し、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。 ・ 福祉医療経営指導事業において、各種アンケート調査を円滑かつ効率的に実施した。 <p>○ 以上のとおり、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めた結果、WAM NET の情報利用者を対象としたアンケート調査における満足度は 97.3%となった。</p> <p>○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携のうえ、システムの改善や利用促進等を図ることにより、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理するこ</p>	
---	--	---	--	---	---	--

	<p>(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理</p>	<p>(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理</p>	<p>(2)障害福祉サービス等情報公表システムについては、国と連携し着実に整備した上で運用を開始する。 また、社会福祉</p>	<p>○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理しているか。</p>	<p>階ごとに利用できる制度や給付金情報などを紹介するとともに、人事労務担当者向けには企業の義務や育児と仕事の両立支援制度などに関する情報を掲載した。</p> <p>○ 介護療養型医療施設から介護医療院への移行期限が令和5年度末に迫るなか、関連する行政情報や移行支援に係る機構融資制度の紹介、厚生労働省の委託で機構が作成した移行に係る収支シミュレーションツールなどを掲載した「介護医療院への移行支援」コンテンツを新設し、円滑な移行を支援するための情報提供を行った。</p> <p>○ 令和元年台風第15号及び第19号等による災害で被災した施設に対する優遇措置などの情報や新型コロナウイルス感染症対応のための経営資金の優遇融資のご案内など、時宜を得た情報を掲載した。</p> <p>○ 介護離職の深刻化を踏まえ前年度新設した「介護離職ゼロの実現に向けて」コンテンツの充実を図るとともに、各経済団体、労働団体、中小企業関連団体、主要企業などを積極的に訪問し、介護離職防止の重要性、介護保険制度の解説や地域包括支援センターの検索ページなど介護サービスにつなげるために役立つコンテンツなどについて説明し、それぞれの組織の人事労務関連 web での紹介・リンク掲載、機関誌やホームページ、メールマガジン等への記事提供などを行うことにより、介護をしながら働く従業員やその管理職、人事労務管理担当等に幅広く役立つ情報提供を行った。</p> <p>○ 社会福祉分野、情報通信分野等を専門とする外部有識者からなるWAMNET事業推進専門委員会を開催し、福祉及び保健医療に関して今後求められる情報システムの在り方、効果的な情報発信、WAMNETの提供情報の質及び利用者の利便性の向上等について検討を行った。</p> <p>○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」については、国と連携を図り、次のとおり、システムの改善や運用体制の整備を適切に実施した。 [システムの改善] システム運用を通じて抽出された課題、新会計基準の改正、所轄庁及び社会福祉法人等から寄せられた要望等を踏まえ、入力エラーチェック機能の追加、附属明細書・役員等名簿などの届出様式につい</p>	<p>とができた。</p> <p>さらに、内閣府公募事業である「子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業」に採択されたことを受け、新たに子ども・子育て支援情報公表システムの開発に着手し、内閣府、厚生労働省及び自治体と連携し令和2年度運用開始に向けた準備を着実に行った。</p> <p>○ これらの取組みにより、年度計画に定める2つの指標はともに120%を超える達成度となり、計画を大幅に上回る実績(達成度平均151.8%)を上げることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	---	---	--	---	--

<p>すること。</p>	<p>する。 (関連指標) ○システムの着実な整備・安定的な運用の取組実績 ・国の施策に基づく情報システムの利用実績</p>	<p>法人の財務諸表等電子開示システムについては、安定的に運用するとともに、効率的に管理する。</p>		<p>て、システムによる届出・公表機能の追加、見やすさに関する表示レイアウト機能の改善に加え、法人の入力業務の負担低減に資するよう、入力途中の計算書類や財産目録データの保持に係る機能改善等に対応した。</p> <p>これにより社会福祉法人が所轄庁へ行う現況報告が当該システムで完結できる仕組みとなり、システムによる現況報告について4月から効率的な運用を実施した。</p> <p>[運用体制の整備]</p> <p>所轄庁等からのシステム利用に係る照会等への対応としてコールセンターを設置し、迅速かつ正確な対応を可能とする体制を整備したことにより、システムの円滑な利用を促進した。(照会件数:10,710件)</p> <p>○ 当該システムを活用して届出のあった全国の社会福祉法人に関する情報(現況報告書、計算書類、社会福祉充実計画、定款、役員等名簿(公表用)及び報酬等の支給の基準)について、順次、WAMNETの「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」コンテンツで公表した。</p> <p>○ 11月までに集約された現況報告書等のデータについて、国と調整し、集約結果を3月に公表するとともに、公表結果を含む当該システムの効率的な管理を実施した。</p> <p>○ 令和2年度のシステム運用に向けて、所轄庁等へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供し、円滑な運用のための準備を行った。</p> <p>○ 「障害福祉サービス等情報公表システム」については、国と連携を図り、次のとおり、システムの改善や運用体制の整備を適切に実施するとともに、情報登録に係るシステムの利用促進を図った。</p> <p>[機能の追加]</p> <p>国からの要望を踏まえ、都道府県等が必要と認める公表項目を独自に設定・公表を可能とするための「独自項目の設定」機能の追加に加え、令和元年10月の障害福祉サービス等報酬改定に伴う「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」に係る公表機能の追加等について、機能改善を着実に実施した。</p> <p>[運用体制の整備]</p>		
--------------	--	---	--	---	--	--

公表制度上求められている毎年1回の定期報告が行えるよう、指定権限が委譲された中核市に対し、公表権限を適切に付与するなど、システム環境の整備及び登録情報の確認を行い、令和元年5月より当年度の利用を開始した。

[システム利用の促進]

登録情報の申請・公表の充実が図られるよう、国と連携し、都道府県・指定都市・中核市に対して情報登録及び申請に係る案内や、都道府県等の公表状況の定期報告を実施するとともに、各事業者に対しては年1回の情報更新が必要な旨の案内を継続的に実施し、当該システムの利用促進に関する情報を効果的に提供・発信した。

- 当該システムを利用して登録された全国の障害福祉サービス等事業所に関する情報について、WAMNETの「障害福祉サービス等情報検索サイト」コンテンツにおいて公表を行い、当該システムの効率的な管理を実施した。

- 国の施策に基づく情報システムの利用実績は、次のとおり。

区 分	対象法人数	利用法人数	利用率
財務諸表等電子開示システム	20,883 件	20,713 件	99.2%

区 分	対象事業所数	利用事業所数	利用率
障害福祉サービス等情報公表制度システム	162,134 件	126,411 件	78.0%

- 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの改善点や入力方法について、以下のセミナーにおいて、社会福祉法人の担当者に向けた説明を実施するなど積極的な周知を図った。

- ・社会福祉法人経営者協議会主催のセミナー（6回）
- ・経営サポートセンター主催の経営セミナー等（13回）

- 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム及び障害福祉サービス等情報公表システムについて、担当者が都道府県等へ出向き、システムへの登録状況ならびに進捗状況のヒアリングを行い、利用促進に向けた支援を実施するなど積極的な周知を図った。（実績：12件）

- 障害福祉サービス等情報公表システムについては、

	<p>(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。</p>	<p>(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。</p>	<p>(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。</p>	<p>○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。</p>	<p>国と連携し、自治体や事業者に対して利用促進等に関するメールを計13回配信するなど、当該システムに関する情報を効果的に提供・発信するとともに、登録情報の充実を図った。</p> <p>○ 内閣府公募事業に選定されたことを受けて、速やかに「子ども・子育て支援情報公表システム」の開発に着手し、内閣府、厚生労働省及び自治体と連携し令和2年度運用開始に向けた準備を着実にいった。</p> <p>○ 機微情報やデータの受渡し等においてセキュリティが確保され、大容量データの授受が可能なWAM NET基盤を活用し、以下の機構業務の効率的な実施を推進した。</p> <p>a 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金支払等業務において、厚生労働省と支払対象者に関するデータ授受を行うため、専用の連絡システムを構築した。</p> <p>b ハンセン病元患者家族に対する補償金支払等業務において、厚生労働省と支払対象者に関するデータ授受を行うため、専用の連絡システムを構築した。</p> <p>c 福祉医療貸付事業において、融資相談先及び貸付受理・契約先とのデータ授受を行うため、専用の連絡システムを構築した。</p> <p>d 福祉医療経営指導事業において、法務省、東京都受託業務における関係機関等とのデータ授受を行うため、専用の連絡システムを構築した。</p> <p>e 広報関連業務において、月刊誌 WAM 編集発行者及び機構ホームページ運用保守業者と機構担当部署においてデータ授受を行うため、専用の連絡システムを構築した。</p> <p>○ WAM NETのメール一括配信機能を活用し、社会福祉振興助成事業に係る申請等の手続き、機構の調達情報や月刊誌 WAM の最新情報を配信するメールマガジンなど、各事業における事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。(実績 86 件)</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業と連携し、Web 回答による調査の仕組みを構築の上、次の調査を円滑かつ効率的に実施した。</p> <p>a 社会福祉法人経営動向調査</p> <p>b 病院経営動向調査</p> <p>c アンケート調査(介護人材に関する調査、介護職</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施すること。(第 3 期中期目標期間実績 16 件 (年度平均 4 件))</p> <p>② 年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とすること。(平成 28 年度実績 : 1 億 144 万件)</p>	<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施する。</p> <p>② 年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とする。</p>	<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 5 件以上実施する。</p> <p>② 年間ヒット件数を 1 億 1,000 万件以上とする。</p>	<p>○ 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 年間ヒット件数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>員等特定処遇改善加算等に関するアンケート、特別養護老人ホームの入所状況に関するアンケート)</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業及びの電子申請システムの利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問い合わせに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援した。(電子届出システムの利用率 : 福祉医療貸付 94.2% (前年度 89.2%)、退職手当共済 91.3% (前年度 90.5%))</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第12号及び第13号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
連携・協力による周知活動（計画値）	30団体以上	—	30団体以上	30団体以上	30団体以上	30団体以上	30団体以上		予算額（千円）	(年担) 1,241,641 (労担) 21,460	(年担) 1,268,991 (労担) 22,024		
連携・協力による周知活動（実績値）		32団体	36団体	36団体					決算額（千円）	(年担) 1,251,530 (労担) 20,842	(年担) 1,116,494 (労担) 19,523		
達成率	—	—	120.0%	120.0%					経常費用（千円）	(年担) 1,223,833 (労担) 20,904	(年担) 1,086,520 (労担) 18,955		
									経常利益（千円）	(年担) △138,188 (労担) △4,132	(年担) 81,180 (労担) 496		
									行政コスト（千円）	(年担) — (労担) —	(年担) 1,086,752 (労担) 18,955		
									行政サービス実施コスト（千円）	(年担) 137,612 (労担) 4,059	(年担) — (労担) —		
									従事人員数	(年担) 16.44人 (労担) 0.34人	(年担) 16.13人 (労担) 0.33人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価	評価	理由											
<p>7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で令和3年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。</p> <p>なお、当該事業の</p>	<p>7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努める。</p> <p>また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で令和3年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる。</p> <p>なお、当該事業の実</p>	<p>7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努める。</p> <p>また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で令和3年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる。</p> <p>なお、当該事業の実</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など30団体以上との連携・協力による周知活動を行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など36団体との連携・協力による周知活動を行った。</p> <p>(実績)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>31,609,860千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>31,609,860千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>738,490千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>738,490千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	貸付契約額	31,609,860千円	資金交付額	31,609,860千円	区分	令和元年度	貸付契約額	738,490千円	資金交付額	738,490千円	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）を踏まえ、第3期中期目標に引き続き、年金受給者にとって真に必要な資金を融資した結果、令和元年度においては、年金担保貸付事業で61,882件31,610百万円、労災年金担保貸付事業で924件738百万円の貸付を行った。</p> <p>なお、貸付残高においては、年金貸付事業で154,794件45,328百万円、労災年金担保貸付事業2,332件、1,047百万円となり、年金受給者の一時的な資金需要が依然として根強く存在している状況が続いている。</p> <p>○ 平成30年度決算において、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しにより、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業ともに損益が均衡するなど、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより、安定的で効率的な業務運営を実施することができた。</p> <p>○ 令和3年度末を目途に新規貸付を終了する国の方針に沿って講じた措置については、平成30年7月30日に厚生労働省ホームページにおいて公表された説明や考え方を踏まえ、令和元年度においてもチラシ及びパンフレットを受託金融機関、福祉関係団体、司法団体及び消費者関係団体等に配布し、利用者等に対し幅広く情報提供を行った。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
区分	令和元年度																	
貸付契約額	31,609,860千円																	
資金交付額	31,609,860千円																	
区分	令和元年度																	
貸付契約額	738,490千円																	
資金交付額	738,490千円																	

<p>実施にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p>	<p>の点に留意する。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。 (関連指標) ○貸付条件変更実績 ・貸付条件変更件数</p>	<p>施にあたっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、事業の終了時期を見据えて損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。</p> <p>○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。</p> <p>○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。</p>	<p>○ 平成 30 年度決算及び福祉医療機構債券の発行状況等を踏まえ、業務運営コストを分析し、事業の終了時期を見据えて損益が均衡する金利水準の検証を実施した。</p> <p>○ 平成 30 年度決算においては、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しにより、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業ともに損益が均衡するなど、業務運営コストを適切に貸付金利に反映した。</p> <p>○ 利用者にとって真に必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮するため、平成 26 年 12 月に貸付限度額の引き下げ、返済額の上限の引き下げ及び疎明資料による資金使途、必要額の確認などの制度変更を行っているが、制度変更前の実績と直近の実績を比較すると、平均返済額が 5.8 万円から 4.0 万円 (△1.8 万円)、また、年金受給額に占める返済額の割合の平均は 33.1% から 20.6% (△12.5%) となっており、利用者にとって必要かつ無理のない適切な制度運用を行った。</p> <p>○ 返済中に生活困難に陥った者に係る貸付条件変更について、241 件の承認を行った。</p> <p>○ 令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号等の災害発生を受け、機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載し、申請のあった 2 件の承認を行った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となった方への貸付条件の変更について、機構ホームページで周知を行った。</p> <p>○ 公的年金各法等改正に向けた対応、新規申込の受付終了や事業の廃止を見据えた実務的課題について、厚生労働省や各関係者と調整を行った。</p>	<p>また、機構ホームページにおいても引き続き終了時期及び利用可能な他制度に関する情報提供を行うとともに、電話自動応答システムにおいても新規申込受付の終了に係る説明を行っており、利用者からの問い合わせに対し 24 時間 365 日の案内が可能な体制を整備して対応した。</p> <p>○ 新規申込受付終了に係る周知活動については、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など、年度目標を超える 36 団体との連携・協力により、利用者等に対して幅広く周知を行った。</p> <p>○ 加えて、新規申込受付終了を見据え、令和元年 6 月の申込受付分より次回の申し込みができなくなることから、厚生労働省及び全国銀行協会と調整のうえ、次回申込ができない借入者への対応について受託金融機関あて事務連絡を発出し、窓口対応の周知徹底を図った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対応として、感染症等による影響を受けた債務者に対して、機構ホームページに貸付条件の変更について掲載するなど迅速に対応した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	---	---	--	---	--	--

<p>(3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めること。</p> <p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関</p>	<p>(3)円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努める。</p> <p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団</p>	<p>(3)円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等について、国と連携してホームページ、パンフレット等による周知や受託金融機関等の協力を得て利用者等への適切な対応を図るとともに、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。</p> <p>なお、その際には、多重債務者等の借入れについて注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。</p> <p>また、受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するため、受託金融機関事務説明会等により指導を行う。</p>	<p>○ 新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めているか。</p> <p>○ 利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力</p>	<p>○ 令和元年6月の申込受付分から次回の申込ができなくなる者が発生することを踏まえ、厚生労働省及び全国銀行協会と調整のうえ、受託金融機関に対して事務連絡を発出し、該当する利用者の対応に係る留意点、説明対応に関するQ&A、対象者に関する早見表を作成し、窓口対応に係る周知徹底を図った。</p> <p>○ 受託金融機関用年金担保貸付事務取扱について、次回の申込ができなくなる者への対応等の修正を行い、受託金融機関に送付した。</p> <p>○ 受託金融機関において適切な対応に資するため、10月～11月に承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で、全国7か所計8回の受託金融機関事務説明会を開催し、厚生労働省と連携した説明を実施した。</p> <p>○ 受託金融機関説明会を欠席した金融機関に対しては、当日の資料送付及びWAMNET専用掲示板への掲載とともに、厚生労働省と連携して取扱件数の多い金融機関を中心に、個別訪問によるフォローアップを実施した。(実績：20機関)</p> <p>○ 受託金融機関に対する連絡事項については、必要に応じて通知文書により適切に周知徹底を図った。</p> <p>○ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など36団体に対して、厚生労働省と連名のチラシ、パンフレット等を配布し、貸付利用者に対して新規貸付の受付終了に関する案内、利用可能な他制度に係る情報提供を行った。</p>		
--	---	---	---	---	--	--

<p>係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。</p> <p>(4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。(平成28年度実績：29 団体) 	<p>体などとの連携・協力による周知活動を行う。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受託金融機関に対する周知実績 ・受託金融機関事務説明会開催実績 ・受託金融機関個別訪問実績 ・全国銀行協会等との意見交換実績 <p>(4)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。 	<p>(4)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。 	<p>による周知活動を行っているか。</p> <p>○ 周知活動における連携・協力団体数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記①のとおり。</p>		
---	---	---	--	-------------------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	承継年金住宅融資等債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第2項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
長期延滞債権の回収処理割合（計画値）	18%以上	—	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上		予算額（千円）	1,601,966	1,487,031		
長期延滞債権の回収処理割合（実績値）	—	17.3%	22.0%	23.4%					決算額（千円）	1,586,083	1,405,726		
達成率	—	—	122.2%	130.0%					経常費用（千円）	1,625,097	1,407,216		
									経常利益（千円）	15,590,680	13,055,780		
									行政コスト（千円）	—	1,407,216		
									行政サービス実施コスト（千円）	△ 16,014,981	—		
									従事人員数	28.70	26.29		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	＜評価に至った理由＞
<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。</p> <p>(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機</p>	<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。</p> <p>(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機</p>	<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。</p> <p>(1) 当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行うため、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握を進めるとともに、今後の課題の把握等に向けて、必要となる準備対応について国と調整を</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>① 長期延滞債権について、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>なし</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>○ 業務終了を見据えた検討に際して、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>① 長期延滞債権については、総件数に対して23.4%の回収処理を行った。</p> <p>○ 当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めるため、減少傾向が続く債権残高の動向を踏まえた将来の収支状況の把握や、関係機関との連携による今後の課題の把握等を進めた。</p> <p>○ 業務終了を見据え、着実な債権回収を図る観点から、平成30年4月に発足した新設合併法人については、安定運営に資するため、適時モニタリングを行い、所轄庁により平成31年4月に公益目的支出計画の変更が承認された。</p> <p>また、平成30年度決算に係るヒアリング</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <p>○ 当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めるため、減少傾向が続く債権残高の動向を踏まえた将来の収支状況の把握や、関係機関との連携による今後の課題の把握等を進めた。</p> <p>○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。</p> <p>○ 貸付先の保証人等については、受託金融機関等に調査を行い、必要に応じて保証人の変更等の指導を行うとともに、転貸債権に係るローン保証会社の格付けにより、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行った。</p> <p>○ 住宅金融支援機構に委託している債権でその管理対応が困難な事案について、同機構と連携した検討や調整等を重ねた結果、サービスへの再委託による適時・的確な回収体制を導入することとし、必要な協定書等が締結された。</p> <p>○ 電力会社の再編を踏まえ、直接貸付先である電力会社2社との調整を重ねた結果、契約変更での対応ではなく、全額繰上償還による回収が図られることとなった。</p> <p>○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更56件、民事再生法の適用による返済条件の変更4件の措置を講じた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となった方への返済条件等の変更について、機構ホームページにて周知するなど迅速に対応した。</p> <p>○ 短期延滞債権について迅速かつ着実な督促等を行うため、転貸法人へのヒアリングや関係団体の役員会・総会及び専門員会議等において周知徹底を図った。</p> <p>○ 破綻した貸付先の債権に係る消滅時効中断措置を図るため、地方裁判所や清算人弁護</p>	<p>評定</p> <p>＜評価に至った理由＞</p>	

<p>関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めること。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努めること。</p>	<p>に連携して、今後の課題の把握等に努める。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。 (関連指標) ○適時的確な債権回収の実績 ・年金住宅融資等</p>	<p>行う。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。 また、経済情勢の変化等に伴うローン返済困窮者及び災害の被</p>	<p>握等に努めているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努めているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努めているか。</p>	<p>等を通じて、着実な運営が進捗していることを確認した。</p> <p>○ 転貸法人について、平成30年度決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じて、ヒアリング及び指導を行った。</p> <p>○ 住宅生活協同組合等について、受託金融機関から現状の報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行った。</p> <p>○ 貸付先の保証人等については、受託金融機関等に調査を行い、必要に応じて保証人の変更等の指導を行った。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を実施し、貸倒引当金を適正に計上した。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社の格付け(Moody's、S&P)により、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。</p> <p>○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。また、専門員及び転貸法人からの定期報告(年2回)、専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議を開催し、専門員を通じて転貸法人の債権管理に関する指導を行った。</p> <p>○ 私的再生手続を進めていた貸付先の代理人弁護士等と調整を重ね、事業再生計画に基づく弁済金の回収を確実に図るとともに、受託金融機関から必要な保証責任履行を確保した。</p> <p>○ 住宅金融支援機構への委託分債権(自然人保証)で期限の利益を喪失した債権に係るサービサー(債権回収会社)への再委託が令和2年4月からスタートすることに向けて、協定書の締結等を完了した。</p>	<p>士との調整等を進め、関係受託金融機関へ指示を出したことにより、円滑かつ確実に一連の手続きを終了した。</p> <p>○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分を行ったことなどにより、総件数に対して23.4%の回収処理を行った。</p> <p>○ 以上の取り組みの結果、令和元年度の国庫納付金として、令和2年7月末までに約813億円を国庫納付する予定であり、引き続き公的年金の給付財源に寄与する対応となる。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	--

<p>(4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p> <p>(5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難し 	<p>債権の元金回収率</p> <p>(4)延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>(5)承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経 	<p>災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講じる。</p> <p>(4)延滞債権については、貸付先に対する迅速かつ着実な督促を実施するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に進めることにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>(5)承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収 	<p>○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更56件、民事再生法の適用による返済条件の変更4件の措置を講じた。</p> <p>また、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号等の災害発生を受け、機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載した。</p> <p>○ 令和2年4月から実施される電力会社の再編を踏まえた直接貸付先からの相談を契機として、2社17件について全額繰上償還を調整し、適時的確な回収を完了した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となった方への返済条件等の変更について、機構ホームページで周知を行った。</p> <p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p> <p>○ 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。</p>	<p>○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更56件、民事再生法の適用による返済条件の変更4件の措置を講じた。</p> <p>また、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号等の災害発生を受け、機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載した。</p> <p>○ 令和2年4月から実施される電力会社の再編を踏まえた直接貸付先からの相談を契機として、2社17件について全額繰上償還を調整し、適時的確な回収を完了した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となった方への返済条件等の変更について、機構ホームページで周知を行った。</p> <p>○ 短期延滞債権について迅速かつ着実な督促等を行うため、転貸法人へのヒアリングや関係団体の役員会・総会及び専門員会議等において周知徹底を図った。</p> <p>○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分を行った。</p> <p>○ 破綻した貸付先の消滅時効中断措置を確実に図るため、早期段階から地方裁判所や清算人弁護士との調整等を進め、関係受託金融機関への指示を出したことにより、11月に一連の手続を終了した。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>				
---	---	--	--	--	--	--	--	--

	<p>くなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行うこと。 (第3期中期目標期間実績：平均17.8%)</p>	<p>済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。</p>	<p>処理を行う。</p>							
--	---	---	---------------	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	一時金支払等業務及び補償金支払等業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の3第1項及び第5条の5第1項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号189

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
									予算額（千円）	—	(一時金) 11,167,039 (補償金) 5,422,001		
									決算額（千円）	—	(一時金) 1,596,426 (補償金) 1,478,432		
									経常費用（千円）	—	(一時金) 1,652,881 (補償金) 1,518,015		
									経常利益（千円）	—	(一時金) 0 (補償金) 0		
									行政コスト（千円）	—	(一時金) 1,652,881 (補償金) 1,518,015		
									従事人員数	—	(一時金) 4.33 (補償金) 1.16		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価	評価	理由									
<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号)に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。</p>	<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号)に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号)に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○ 一時金等及び補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 法律施行後(一時金:平成31年4月24日、補償金:令和元年11月22日)、適切かつ迅速に支払業務を開始するため、国と連携のうえ、支払事務スキームを構築するとともに、関係規程及びマニュアル等を整備した。</p> <p>○ 秘匿性の高さから個人情報の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との一時金支払情報及び補償金支払情報の授受については、セキュリティ性の高いWAM NET 掲示板を活用することとした。</p> <p>○ 一時金支払等業務及び補償金支払等業務ともに、各法律施行後2か月後に初回の支払を開始し、各月、確実に支払を完了するとともに、翌月の初めに支払状況について国に報告を行った。</p> <p>○ 令和元年度における一時金支払等業務及び補償金支払等業務の支払実績は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(金額の単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">件 数</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時金支払等業務 (令和元年6月から支払開始)</td> <td style="text-align: center;">476</td> <td style="text-align: center;">1,524</td> </tr> <tr> <td>補償金支払等業務 (令和2年1月から支払開始)</td> <td style="text-align: center;">1,061</td> <td style="text-align: center;">1,459</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	件 数	金 額	一時金支払等業務 (令和元年6月から支払開始)	476	1,524	補償金支払等業務 (令和2年1月から支払開始)	1,061	1,459	<p><評定と根拠> 評定: B</p> <p>○ 一時金支払等業務及び補償金支払等業務ともに、法律施行後(一時金:平成31年4月24日、補償金:令和元年11月22日)、適切かつ迅速に支払業務を開始するため、国と連携のうえ、支払事務スキームの構築や関係規程等を整備し、各法律施行後2か月後に初回の支払を実施することができた。</p> <p>また、各月とも、確実に支払を完了するとともに、翌月初めに支払状況について国に報告を行った。</p> <p>○ 一時金等及び補償金の支払にあたっては、個人情報の取扱いに特に配慮するため、国との一時金支払情報及び補償金支払情報の授受についてはセキュリティ性の高いWAM NET 掲示板を活用する事務スキームを構築した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評定</p>	<p><評定に至った理由></p>
区 分	件 数	金 額														
一時金支払等業務 (令和元年6月から支払開始)	476	1,524														
補償金支払等業務 (令和2年1月から支払開始)	1,061	1,459														

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務・システムの効率化と情報化の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 729・773

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第4期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、当該計画に基づき、次のとおりシステムの導入及び改善を実施した。</p> <p>a 福祉医療貸付事業について、貸付先に係る期中管理態勢強化のため、新たに自己査定支援システムの開発に着手した。</p> <p>b 福祉医療貸付事業について、令和元年度制度改正等に伴う融資条件の変更への対応を図るため、貸付総合電算システムの改修を実施した。</p> <p>c 福祉医療貸付事業について、令和元年度報酬・加算改定に対応するため、事業報告書等電子報告システムの改修を実施した。</p> <p>d 社会福祉振興助成事業について、助成事業成果の普及を目的として、利用者の操作性・検索性の向上を図るため、電子図書館システムの改修を実施した。</p> <p>e 退職手当共済事業について、電子申請様式の追加等の対応のため、退職手当共済業務処理システム及び退職手当共済電子届出システムの改修を実施した。</p> <p>f WAMNET事業について、運営している障害福祉サービス等情報公表システムで自治体が独自に設定・公表を可能とするための改修を実施した。</p> <p>g 会計業務において、独法会計基準改定に係る対応を行うため、会計システムの改修を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 情報化推進計画に基づくシステム改善等として、福祉医療貸付事業については、貸付先に係る期中管理態勢強化のため、新たに自己査定支援システムの開発に着手するとともに、令和元年度制度改正等に伴う融資条件の変更対応に係る貸付総合電算システムの改修などを行った。</p> <p>また、退職手当共済事業については、電子申請様式の追加等の対応のため、退職手当共済業務処理システム及び退職手当共済電子届出システムの改修や社会福祉振興助成事業については、利用者の操作性・検索性の向上のため、電子図書館システムの改修を行った。</p> <p>○ これらの取組みにより、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援することができた。</p> <p>○ 内閣府公募事業である「子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業」に採択されたことを受け、新たに子ども・子育て支援情報公表システムの開発を行い、令和2年度の公表開始に向けて準備を進めた。</p> <p>○ 情報セキュリティに関する知識や情報システムの構築技法及び適正な見積りに関する知識習得に係る外部研修の受講(実績：3名、9回)のほか、CIO補佐官によるICT人材育成に資するサービスマネジメントのフレームワーク(ITIL)に関する研修を実施するなど情報管理担当部署の専門性の向上を図った。</p> <p>○ 令和元年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等によるOA研修(eラーニング研修：Word、Excel、PowerPoint、受講者240名)及び業務システム等操作研修(集合研修：ホームペー</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。</p>	<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能及び知識の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。</p>	<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を活用するなど情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。</p>	<p>○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。</p> <p>○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。</p>	<p>h 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、返済特例制度に係る元金猶予期間中の金利引き下げ措置の廃止に伴う対応を行うため、年金住宅融資等債権管理回収システムの改修を実施した。</p> <p>i 会計業務において、独法会計基準改定に係る対応を行うため、会計システムの改修を実施した。</p> <p>○ 内閣府公募事業である「子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業」に採択されたことを受け、新たに子ども・子育て支援情報公表システムの開発を実施した。</p> <p>○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、研修プログラムを策定し、情報セキュリティに関する知識や情報システムの構築技法及び見積りに関する知識習得に係る外部研修を受講(3名、9回受講)するとともに、システム設計・開発・運用の標準化に関する研修を実施した。</p> <p>○ 機構職員のICTリテラシーの向上を図るため策定した令和元年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等によるOA研修(eラーニング研修: Word、Excel、PowerPoint、受講者240名)及び業務システム等操作研修(集合研修: ホームページ他4回、受講者82名)を実施した。</p> <p>○ ICTリテラシーの向上のため、CIO補佐官による研修(受講者66名)を役職員向けに実施した。</p>	<p>ジ他4回、受講者82名)を実施したほか、CIO補佐官による役職員向け研修(受講者66名)を役職員向けに実施するなど、機構職員のICTリテラシーの向上を図った。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
-----------------------------------	---	---	---	---	---	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	経費の節減		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 729・773

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
経費節減(計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は 70 百万円、業務経費は 296 百万円		(一般管理費) 80 (▲3%) (業務経費) 308 (▲1%)	(一般管理費) 77 (▲6%) (業務経費) 305 (▲2%)	(一般管理費) 75 (▲9%) (業務経費) 302 (▲3%)	(一般管理費) 72 (▲12%) (業務経費) 299 (▲4%)	(一般管理費) 70 (▲15%) (業務経費) 296 (▲5%)	—
経費節減(実績値) (百万円)	年度計画値の 100%	(一般管理費) 82 (業務経費) 311	(一般管理費) 85 (業務経費) 331	(一般管理費) 78 (業務経費) 314				—
上記削減率(%)	中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度（一般管理費 82 百万円、業務経費 311 百万円）と比べて一般管理費は 15% 程度、業務経費は 5% 程度削減		(一般管理費) 3.7% (業務経費) 6.3%	(一般管理費) ▲4.3% (業務経費) 0.9%				
達成度	—		(一般管理費) 94.1% (業務経費) 93.1%	(一般管理費) 98.7% (業務経費) 97.1%				—

(注) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由	
<p>2 経費の節減</p> <p>(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。</p> <p>(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策</p>	<p>2 経費の節減</p> <p>(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。</p> <p>(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定し</p>	<p>2 経費の節減</p> <p>(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。</p> <p>(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、「平成30年度</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を削減する。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。</p> <p>○ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費については、中期目標期間の最終事業年度において、基準額（平成29年度決算額）に対して、一般管理費は△15%程度、業務経費は△5%程度の額を削減できるよう削減対象経費の検証を行い、業務の質の確保に留意しつつ効率的な執行に努めることとしている。</p> <p>令和元年度においては、外部倉庫保管料について、不要な文書等を廃棄することにより、約400万円を節減したほか、退職手当共済制度マニュアルの印刷及び送付を取り止め、機構ホームページからのダウンロード方式に変更することにより、印刷製本費や通信運搬費約260万円を節減した。</p> <p>また、近年の業務量の増大等に伴い、平成30年度に増加した人材派遣料については、人材派遣職員の配置の見直し等により、約16百万円の節減を図った。</p> <p>こうした取組みにより、前年度より着実に削減を遂行しているものの、高年齢者雇用安定法に基づき65歳までの継続雇用制度の導入による対象者が、令和元年度においてさらに増加したこと等により、基準年度に比べ賃金が約15百万円増加した。このような状況下、令和元年度においては、一般管理費は基準年度と同程度であったが、業務経費は基準年度を下回ることはできなかった。</p> <p>○ 退職手当共済事業において、退職手当共済制度マニュアルの印刷及び送付を取り止め、機構ホームページからのダウンロード方式に変更することで、印刷製本費や通信運搬費の削減を図るとともに、繁忙期の人材派遣職員に係る経費節減及び労務管理の負荷軽減等を図るため、令和2年度から段階的に事務処理の委託化を進める計画を策定した。</p> <p>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、システム運用保守業務の委託契約更新にあたり、ハードウェア等の見直しを通じて、契約額を削減した。</p> <p>また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務においても、同様に契約額を削減した。</p> <p>○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、6月に令和元年度の「調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 「調達等合理化計画」に基づく取組みについては、次表のとおりである。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：C</p> <p>○ 令和元年度における経費の節減については、外部倉庫保管料について、不要な文書等を廃棄することにより、約400万円を節減したほか、退職手当共済制度マニュアルの印刷及び送付を取り止め、機構ホームページからのダウンロード方式に変更することにより、印刷製本費や通信運搬費約260万円を節減した。</p> <p>また、近年の業務量の増大等に伴い、平成30年度に増加した人材派遣料については、人材派遣職員の配置の見直し等により、約16百万円の節減を図った。</p> <p>こうした取組みにより、前年度より着実に削減を遂行しているものの、高年齢者雇用安定法に基づき65歳までの継続雇用制度の導入による対象者が、令和元年度においてさらに増加したこと等により、基準年度に比べ賃金が約15百万円</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>		

定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。

た「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。

調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。

計画」に基づく取組を着実に実施しているか。

表1 調達の全体像

(単位：件、億円)

区分	令和元年度		平成30年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(81.0%) 34	(98.3%) 32.5	(71.4%) 30	(62.0%) 6.9	(13.3%) 4	(372.9%) 25.6
企画競争・公募	(2.4%) 1	(0.3%) 0.1	(0.0%) 0	(0.0%) 0.0	(100%) 1	(100%) 0.1
競争性のある契約 (小計)	(83.3%) 35	(98.7%) 32.6	(71.4%) 30	(62.0%) 6.9	(16.7%) 5	(374.4%) 25.7
競争性のない 随意契約	(16.7%) 7	(1.3%) 0.4	(28.6%) 12	(38.0%) 4.2	(△41.7%) △5	(△89.6%) △3.8
合計	(100.0%) 42	(100.0%) 33.1	(100.0%) 42	(100.0%) 11.1	(0.0%) 0	(△198.0%) 22.0

(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書は、令和元年度の対平成30年度伸率である。

表2 一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

区分	令和元年度		平成30年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	16	(45.7%)	21	(70.0%)	△5	(△23.8%)
	4.2	(12.8%)	2.4	(34.4%)	1.8	(76.4%)
1者以下	19	(54.3%)	9	(30.0%)	10	(111.1%)
	28.4	(87.2%)	4.5	(65.6%)	23.9	(530.9%)
合計	35	(100.0%)	30	(100.0%)	5	(16.7%)
	32.6	(100.0%)	6.9	(100.0%)	25.7	(374.4%)

(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書は、令和元年度の対平成30年度伸率である。

○ 調達等合理化計画に基づき、以下の項目について重点的な取組みを行った。

a 競争性のない随意契約に対する取組み

会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。

また、調達等合理化推進委員会において、競争性のない随意契約全件の事前点検を行った。(実績：10件)

b 一者応札・応募に対する取組み

機構ホームページにおいて公表している「1者応札・1者応募に係る改善方策について」に基づき、公告期間の確保や不当な資格要件を設定しない等によって、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだ他、以下の項目についても併せて取り組んだ。

- ・ より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう令和元年度の発注予定表を平成31年4月に機構ホームページで公表するとともに、毎月更新を行った。前回1者応札となった案件(10件)については、機構ホームページでの公表に合わせて、入札への参加が期待される事業者に対する個別案内を行った。

- ・ より多くの事業者が入札に参加することを促すため、入札公告情報を提供するメールマガジンを発行した。

- ・ 令和元年度に一者応札となった案件(19件)について、入札への参加を辞退した事業

増加した。このような状況下、令和元年度においては、一般管理費は基準年度と同程度であったが、業務経費は基準年度を下回ることができなかった。

今後は、ICT化等による事務の効率化とともに、職員、再雇用職員、人材派遣職員の適材適所等を含めた人員配置の最適化を推進し、中期目標最終年度での達成に向けて、経費の節減に努める。

○ 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。

○ 給与水準については、その適正化に向けて、機構独自の特別都市手当据置の継続、55歳を超える職員に対する給与体系の見直し等を実施してきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は100.4ポイントとなった。

					<p>者に対するアンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、事業者が参加しやすい調達スケジュールの設定や仕様の見直し等に係る留意事項として、機構内の関連部署へ周知した。</p> <p>c 総合評価落札方式の効果的な活用 技術的要素の評価を行うことが重要であった「独立行政法人福祉医療機構における人材派遣業務」他の調達（11件）を総合評価落札方式により調達し、実施について関係部署と5回の勉強会等を行った。</p> <p>d 障害者優先調達推進法への取組み等 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達を2,709千円行った。当該方針においては「前年度の実績額（2,449千円）を上回る」ことを目標としており、目標を達成した。</p> <p>○ 調達等合理化計画に基づき、以下の項目についてガバナンスの徹底を図った。</p> <p>a 随意契約に関する内部統制 新たに競争性のない随意契約を締結することとなった「子ども・子育て支援情報公表システムの構築に伴うWAM NETシステムクラウド基盤の変更業務」について、調達等合理化推進委員会に諮り、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前点検を受けた。</p> <p>b 不祥事の発生の未然防止・再発防止の取組み 適正な調達事務に資するため、公共調達と会計検査に関する講習会に契約担当者1名を派遣し、人材の育成に努め、不祥事発生の未然防止に取り組んだ。なお、令和元年度において、不祥事の発生はなかった。 また、予定価格を記載した書面については、金庫への保管及び漏洩の防止対策を徹底した。</p> <p>○ 「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日厚生労働省発総0406第5号）を踏まえ、全ての調達は原則として一般競争入札によることとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく調達等合理化推進委員会においては、一般競争入札（最低価格落札方式）11件、一般競争入札（総合評価落札方式）10件、競争性のない随意契約10件に係る以下の事項の審議を徹底した。</p> <p>a 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合は、調達等合理化推進委員会で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底した。</p> <p>b 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査した。</p> <p>○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付総務大臣決定）において、各独立行政法人は「契約監視委員会」を設置し、調達等合理化計画の策定、自己評価の際の点検及び理事長が定める基準（新たな競争性のない随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約の事後点検を行うこととされているため、6月に同委員会を開催し、「令和元年度調達等合理化計画（案）」（平成30年度調達等合理化計画に係る自己評価の報告を含む）の事前点検を行うとともに、平成30年度に契約を締結した新たな競争性のない随意契約2件、2か年度連続の一者応札・応募案件4件について事後点検を行った。</p>	<p><課題と対応></p> <p>○ ICT化等による事務の効率化とともに、職員、再雇用職員、人材派遣職員の適材適所及び業務の繁忙等に応じた柔軟な配置を含めた人員配置の最適化を推進し、中期目標最終年度での達成に向けて、経費の節減に努める。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減すること。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職</p>	<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減する。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務</p>	<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、中期計画の達成に向け、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、経費の節減に取り組む。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務</p>	<p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p>	<p>○ 上記①のとおり。</p>
---	--	---	--	-------------------

<p>手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表すること。</p>	<p>委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>テム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>○ 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表しているか。</p>	<p>○ ラスパイレス指数の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>115.7</td> </tr> <tr> <td>地域勘案</td> <td>102.7</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>112.7</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>100.4</td> </tr> </table> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> <p>○ 機構は在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数 115.7 と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、地域・学歴差を勘案すると、対国家公務員指数は 100.4 となる。</p> <p>○ 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p> <p>① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であり、特別都市手当(国の地域手当に相当)の支給対象に差があること。(職員の割合…東京都特別区：89.9%、大阪市：10.1%)</p> <p>② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員(行政職(一))の大学卒以上の比率は 58.4% (令和元年国家公務員給与等実態調査)であるのに対し、機構職員の大学卒以上の比率は 91.7% となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>○ 給与水準の適切性の検証 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数(年齢差勘案)と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は 100.4 となる。</p>	対国家公務員	115.7	地域勘案	102.7	学歴勘案	112.7	地域・学歴勘案	100.4		
対国家公務員	115.7													
地域勘案	102.7													
学歴勘案	112.7													
地域・学歴勘案	100.4													

				<ul style="list-style-type: none"> ○ 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、令和元年度においても以下の事項を実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに6月に公表した。 <ul style="list-style-type: none"> a 55歳を超える職員（4等級（課長代理級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給について、国は1.5%の減額支給措置が平成30年3月31日をもって廃止となったが、機構は0.5%の減額を引き続き実施 b 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降引上げを行い、平成28年度に20%（東京都特別区）の支給割合となったが、機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続 ○ 令和元年人事院勧告を踏まえ、国家公務員に準じた給与改定を実施した。 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 729・773

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価	評価								
<p>第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>なお、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1-1～1-4のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2-1～2-4のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3-1～3-4のとおり</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 令和元年度においては、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、77,148千円を確保した。</p> <p>○ 福祉医療機構債券の発行については、発行に係る説明会及びIR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（個別IR40回、集合型IR4回）したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>年限</th> <th>発行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療貸付事業（一般勘定）</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>令和元年6月20日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	年限	発行日	福祉医療貸付事業（一般勘定）	100億円	10年	令和元年6月20日	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 令和元年度においては、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、77,148千円の自己収入を確保することができた。</p> <p>○ 福祉医療機構債券の発行については、発行に係る説明会（投資家向け1回）及びIR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（個別IR40回、集合型IR4回）したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。</p> <p>○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、12月に5.5億円の不要財産（現預金）を国庫納付した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>
区分	金額	年限	発行日											
福祉医療貸付事業（一般勘定）	100億円	10年	令和元年6月20日											

達を適切に行うこと。	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 95,500百万円 2 想定される理由 (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2)一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3)年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4)共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 95,500百万円 2 想定される理由 (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2)一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3)年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4)共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。		福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100億円	10年	令和元年12月20日
				年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	80億円	3年	令和元年6月20日
				年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	60億円	3年	令和元年12月20日
				合 計	340億円	—	—

<p>3 不要資産の国庫納付</p> <p>将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要資産）を速やかに国庫納付すること。</p>	<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。</p> <p>第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 	<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>なし</p> <p>第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 	<p>○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。</p>	<p>○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、12月に5.5億円の不要財産（現預金）を国庫納付した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

目的積立金等の状況については、次表のとおりである。

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度 (初年度)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	300	291			
目的積立金	-	-			
積立金	-	2,748			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-			
当期の運営費交付金交付額 (a)	2,548	2,238			
うち年度末残高 (b)	-	-			
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	-	-			

(注) 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 729・773

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>(1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>(1) 政策動向や事業経営環境の変化を踏まえ、組織編成等の業務運営体制の見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 令和元年度の業務運営体制に係る以下の組織見直しを実施した。</p> <p>a 支払業務室の創設</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）において、機構が当該一時金の支払事務を受託することができることとされていることを踏まえ、平成31年4月24日に当該事務を実施する一時金支払業務室及び一時金支払業務課を創設した。</p> <p>また、ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）において、機構が当該補償金の支払事務を受託することができることとされていることを踏まえ、令和元年11月22日に当該事務を実施する補償金支払業務課を創設し、併せて一時金支払業務室を支払業務室に改編した。</p> <p>なお、当該室は、資源と管理体制の効率性を考慮し</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定したほか、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月2回開催し、「経営理念」の共有、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「平成31年度重点目標」の指示、「平成30年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行うとともに、役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底した。</p> <p>なお、経営企画会議の協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対しても発信した。</p> <p>○ 新たに業務を開始した一時金支払等業務等の他、各業務において、外部関係者との各種事務手続きの効率化を図るため、セキュリティを確保したデータ授受を行えるWAMNET基盤を活用した専用の連絡システムを構築することにより、業務の効率的な実施を推進した。</p> <p>○ WAMNET基盤を活用したメール一括配信機能を用いて、社会福祉振興助成事業や退職手当共済事業に係る申請等の手続き、機構の調達情報や月</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

		<p>(2)国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図ることで、理事長のリーダーシップが組織運営に反</p>	<p>(2)トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図り、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。</p>	<p>○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。</p>	<p>総務部内に設置した。</p> <p>○ 令和2年度の業務運営体制に係る以下の組織見直しについて決定した。</p> <p>a 総務部の再編 一時金支払等業務及び補償金支払等業務において業務量の増加が見込まれること等を踏まえ、支払業務室を新たな部署へ移管する。</p> <p>b 共済部の再編 被共済職員の契約・給付件数の増大や、難易度が高く時間を要する個別審査案件の増加等を踏まえ、契約業務及び給付業務双方の堅確化の観点から、既存の退職共済課を「退職共済課」と「退職給付課」に分割し、体制の強化を図る。 また、扶養保険課については、心身障害者扶養共済制度を安定的に運営する観点から、一層の制度周知・加入促進を実施する必要があることを踏まえ、新たな部署へ移管する。</p> <p>c 保険・支払業務部の創設 障害者等への支援の観点から、心身障害者扶養保険事業を所掌する扶養保険課と一時金支払等業務及び補償金支払等業務を所掌する支払業務室を再編し、「保険・支払業務部」を創設する。</p> <p>d 顧客業務部の再編 リスク管理債権の増加や法的整理等複雑な処理を要する案件の増加等を踏まえ、債権課について、条件緩和等を所掌する「債権第一課」と法的整理等を所掌する「債権第二課」とに分割する。</p> <p>○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定した。</p> <p>○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月2回開催し、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「平成31年（令和元年）度重点目標」の指示、「平成30年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行った。 なお、協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。 また、経営企画会議については、報告方法や報告内容等を継続的に見直し、中期計画や経営方針、重点目標、</p>	<p>刊誌 WAM の最新情報を配信するメールマガジンなどを迅速かつ安全に発信し、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。</p> <p>○ WAM NETのPR活動として、「介護フェア in かながわ」や機構主催のセミナーにおいて、体験型の広報活動を行い、効果的な情報発信を行った。 また、WAM NET公式Twitterを活用し、新型コロナウイルス感染症対策関連情報や新設したコンテンツの配信など、速報性のある情報をタイムリーに発信することで、効果的な情報発信及び広報活動を行った。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	---	--	---	---	--	--

	<p>映される統制環境を維持・強化する。</p> <p>(3)多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>(3)多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>○ 業務間の連携強化や業務改善活動の活性化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。</p>	<p>社会情勢等に基づく業務の実施状況等をより効果的に把握・共有することで、トップマネジメントの推進を図った。</p> <p>○ 役員連絡会を毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。</p> <p>○ 機微情報やデータの受渡し等においてセキュリティが確保され、大容量データの授受が可能なWAM NET基盤を活用し、以下の機構業務の効率的な実施を推進した。</p> <p>a 福祉医療貸付事業において、融資相談先及び貸付受理・契約先とのデータ授受を行うため、専用の連絡システムを構築した。</p> <p>b 福祉医療経営指導事業において、法務省、東京都受託業務における関係機関等とのデータ授受を行うため、専用の連絡システムを構築した。</p> <p>c 一時金支払等業務において、厚生労働省と支払対象者に関するデータ授受を行うため、専用の連絡システムを構築した。</p> <p>d 補償金支払等業務において、厚生労働省と支払対象者に関するデータ授受を行うため、専用の連絡システムを構築した。</p> <p>e 広報関連業務において、月刊誌 WAM 編集発行者及び機構ホームページ運用保守業者とのデータ授受を行うため、専用の連絡システムを構築した。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業が実施する各課調査について、WAM NET基盤を活用した Web 回答による調査の仕組みを構築し、円滑かつ効率的に実施した。(実績:11回)</p> <p>○ WAM NET基盤を活用したメール一括配信機能を活用し、各事業における情報を迅速かつ安全に発信することにより、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。(実績:86回)</p> <p>○ 福祉現場の深刻な人材不足問題を踏まえ、WAM NETに「福祉のしごとコーナー」コンテンツを新設し、外部の各機関の他、機構の各事業部門と連携し、退職手当共済事業や福祉医療経営指導事業、各種調査統計資料、月刊誌 WAM などについても総合的に案内することで、福祉現場の人材確保や定着に役立つ情報提供を行った。</p> <p>○ 機構ホームページ上の「ご寄付のお願い」ページをリニューアルし、機構の全事業をわかりやすく周知するとともに、主たる寄付の受入先である社会福祉振興事業の意義や優良事例紹介の充実を図った。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

		さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。	さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。	<p>○ 機構ホームページ上の「ご寄付のお願い」ページをリニューアルし、機構の全事業をわかりやすく周知するとともに、主たる寄付の受入先である社会福祉振興事業の意義や優良事例紹介の充実を図った。</p> <p>○ 業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上等を図るため、職員からの意見提案箱制度を引き続き運用し、令和元年度は職員からの人事評価制度の手続きに係る意見を踏まえ、様式を簡素化するなど事務手続きの効率化に資する対応を行った。</p> <p>○ 機構事業に関する重要情報をプレスリリースとして発信し、機構事業への理解・支持促進を図った。(実績：60回)</p> <p>○ 機構の各事業を紹介するパネルを作成し、イベント等において当該パネルを活用した情報発信及び広報活動を行った。</p> <p>○ 「介護フェア in かながわ」、「社会福祉施設経営実務セミナー」及び「WAM NET助成事業実施説明会」において、担当者がブースに常駐し、WAM NETに関するPR活動を行うとともに、パソコンを設置して来訪者に実際にWAM NETの操作をしてもらう等、体験型の広報活動を行った。</p> <p>○ WAM NET公式 Twitter を活用し、新型コロナウイルス感染症対策関連情報や新設したコンテンツの配信など、速報性のある情報をタイムリーに発信した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	内部統制の充実		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 729・773

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。</p> <p>また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制</p>	<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。</p> <p>また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を</p>	<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制の更なる充実を図るため、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。</p> <p>また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有しているか。</p> <p>○ 内部統制の仕組みが有効に機能しているかモニタリングを通じて点検・検証を行い、その結果を踏まえて見直しを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 定期的(毎月)にガバナンス委員会を開催し、リスク管理に関する事項等について、機構内のイントラネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有した。</p> <p>また、全役職員向けにコンプライアンス研修を開催し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。</p> <p>○ 定期的(毎月)に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。</p> <p>○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象及び前年度に検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップした。</p> <p>また、令和元年度内部監査結果に基づき、今後取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 定期的(毎月)にガバナンス委員会を開催し、リスク管理に関する事項等について、機構内のイントラネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有した。</p> <p>また、全役職員向けにコンプライアンス研修を開催し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。</p> <p>○ 内部統制の更なる充実を図るため、定期的(毎月)に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。</p> <p>○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップを行い、マニュアル等の見直しが行われたことを確認した。</p> <p>また、令和元年度内部監査結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・評価したうえで令和2年度内部監査実施計画を策定した。</p> <p>○ サイバー攻撃への防御力及び組織対応力を強化するため厚生労働省サイバーセキュリティ担当参事官室及び福祉基盤課と連携し、メールサーバの乗っ取りを想定したインシデント発生時における対応訓練を実施するとともに、情報システムに対するサイバー攻撃へ</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	

<p>の更なる充実を図ること。</p> <p>(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p>	<p>踏まえた内部統制の更なる充実を図る。</p> <p>(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を必要に応じて見直すとともに、サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>○ 情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。</p> <p>○ 情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図っているか。</p>	<p>において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、令和2年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○ 情報セキュリティインシデント対処に係る厚生労働省との連携訓練を実施し、連絡体制の確認及び連携強化を図った。</p> <p>○ 情報システムに対するサイバー攻撃への対応事例等をテーマとした内閣セキュリティセンター(NISC)主催の研修を受講した。(実績:13回)</p> <p>○ 令和元年度情報セキュリティ計画を策定し、標的型攻撃メール対応訓練(実績:6回)やセキュリティ研修(実績:3回)を実施した。</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、情報システム委員会において審議・承認を経て、令和元年度情報セキュリティ計画を策定のうえ、以下のとおり情報セキュリティ対策を実施した。</p> <p>また、その内容については情報システム委員会において検証を実施することで、PDCAサイクルを踏まえた情報セキュリティ対策の強化・改善を図った。</p> <p>a 人的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標的型攻撃メール対応訓練(実績:6回) ・ 構内LAN(オープン環境)におけるセキュリティ関連情報の周知 ・ 新任者向け情報セキュリティ研修及び情報システム管理者向け研修 ・ 上記訓練、研修等で把握された課題等の再周知、再訓練の実施 <p>b 技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち込みPC検知機能の導入 	<p>の対応事例等をテーマとした内閣セキュリティセンター(NISC)主催の研修を受講した(実績:13回)。</p> <p>また、令和元年度情報セキュリティ計画を策定のうえ、標的型攻撃メール対応訓練(実績:6回)やセキュリティ研修(実績:3回)を実施した。</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、内部セキュリティ対策の一環として標的型攻撃メール対応訓練や情報セキュリティ研修等の人的対策を実施し、その結果等を情報システム委員会で検証することで、PDCAサイクルを踏まえた強化・改善を図った。</p> <p>また、技術的対策として、持ち込みPC等の管理外端末が機構ネットワークに接続された場合に管理者に通知を行う機能を導入し、セキュリティ対策の更なる高度化を図った。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
---	---	--	---	---	--	--

					c 災害時対応訓練（委託業者及びデータセンターと連携）		
--	--	--	--	--	-----------------------------	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 729・773

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
3 人事に関する事項 (1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じること。	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 1 職員の人事に関する計画 (1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画 (1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じているか。	<主要な業務実績> ○ 育児・介護等との両立支援を推進するため、新たに産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制について、運用を開始した。 ○ ワーク・ライフ・バランスを推進し、「働きがいのある明るい職場づくり」を着実に整備するため、新たに部署毎の職場環境改善の取組みを経営企画会議で報告することとし、更なる組織内共有を図った。 ○ 女性活躍や働き方改革の推進とともに、働き方改革関連法の施行に伴い年5日間の取得が義務付けられた年次有給休暇の取得を促進するため、時間外勤務実績を経営企画会議に毎月報告したほか、マイホリデー（計画年休制度）、ノー残業ウィーク、夏季休暇及び定時退社日の実施状況についても、定期的な報告を実施した。 また、平成27年度から実施している朝型勤務（ゆう活）について、柔軟な勤務時間体系の確保を推進するため、期間を1カ月延長して実施した。 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、就業上の取扱いを定めた。また、感染拡大防止の観点から、時差出勤の実施及び感染に備えた対応	<評定と根拠> 評定：B ○ 育児・介護等との両立支援の推進については、新たに産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制の運用を開始した。 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、「働きがいのある明るい職場づくり」を着実に整備するため、新たに部署毎の職場環境改善の取組みを経営企画会議で報告するとともに、働き方改革関連法の施行に伴い年5日間の取得が義務付けられた年次有給休暇の取得を促進するため、時間外勤務実績の経営企画会議への毎月の報告のほか、マイホリデー（計画年休制度）、ノー残業ウィーク、夏季休暇及び定時退社日の実施状況についても、定期的な報告を実施することとし、組織的共有を徹底した。 また、平成27年度から実施している朝型勤務（ゆう活）について、柔軟な勤務時間体系の確保を推進するため、期間を1カ月延長して実施した。 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた対応については、就業上の取扱いを定め、また、感染拡大防止の観点から、時差出勤の実施及び感染に備えた対応の周知徹底を図るとともに、部署毎の実施状況を定期的に役員連絡会等で報告を行った。 ○ 人材の確保・育成に係る方針の策定について検討するにあたり、他法人の情報収集を実施した。 ○ 研修については、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成・専門性の向上	評定	
						<評定に至った理由>	

<p>(2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るため、人材の確保・育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>(2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修や外部との人事交流を引き続き行う。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p>	<p>(2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材確保・育成に係る方針の策定について検討を行う。</p> <p>また、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施するとともに、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修、金融業務機能の強化のための研修や民間金融機関等との人事交流を引き続き行う。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p>	<p>○ 金融業務機能等の強化を図る観点から、人材確保・育成に係る方針の策定について検討を行っているか。</p> <p>○ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、外部との人事交流を行っているか。</p>	<p>の周知徹底を図るとともに、部署毎の実施状況を定期的に役員連絡会等で報告を行った。</p> <p>○ 人材の確保・育成に係る方針の策定について検討するにあたり、他法人の情報収集を実施した。</p> <p>○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー（「コンサルティング基本スキル・説得する力」ほか）、通信教育（「会社と職場を守るビジネス法務とリスク管理」ほか）及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施した。（公開セミナー参加者：23名、通信教育受講者：10名）</p> <p>○ 若手係員層を対象として、機構業務に必要な独立行政法人の法令や貸付契約等の基礎知識を習得する基礎知識研修を実施したほか、多岐にわたる機構の各事業に係る制度概要や今後の課題等を習得する各業務基礎研修を実施した。</p> <p>○ 令和元年度若手職員勉強会年間計画を策定し、「業務に役立つロジカルシンキング」に関する勉強会等を実施した。（実績：4回）</p> <p>○ 金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育（金融能力検定）を実施した。（融資コース：5名、財務コース：5名）</p> <p>○ 職場におけるハラスメント対策強化の一環として、管理職向けハラスメント研修を実施した。</p> <p>○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を実施した。</p>	<p>に資するため、令和元年度若手職員勉強会年間計画を策定のうへ、勉強会を開催（4回）したほか、職場におけるハラスメント対策強化の一環として、管理職向けハラスメント研修を実施した。</p> <p>また、前年度に引き続き、係員を対象として機構業務に必要な基礎知識を習得するための基礎知識研修や各業務基礎研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育（金融業務能力検定）を継続して実施するなど、研修内容の充実を図った。</p> <p>○ 外部との人事交流については、民間金融機関等との人事交流を引き続き行った。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	---	--	---	--	--	--

	<p>3 積立金の処分に 関する事項</p> <p>前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。</p>	<p>3 積立金の処分に 関する事項</p> <p>前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。</p>				
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)